

# 決算特別委員会会議録

平成29年9月26日(火)

(開会) 10:00

(閉会) 15:08

## ○委員長

ただ今から、平成28年度決算特別委員会を開会いたします。

「認定第1号 平成28年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。きのうに引き続き、第5款 労働費から、第9款 消防費について、206ページから248ページまでの質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されております、229ページ、土木総務費、住宅リフォーム補助金について、奥山委員の質疑を許します。

## ○奥山委員

まず初めに、この住宅リフォーム補助事業の目的について、よろしく申し上げます。

## ○住宅政策課長

この補助金は市民の快適な住環境の整備及び地域経済の活性化を図ることを目的としており、住宅改修の支援をすることにより転出抑制を図り、併せて施工業者を市内業者に特定することで、地域の工務店等に工事が発注されることによりまして、雇用の確保や資材購入など、地域経済の効果が図られるものと考えております。なお、補助金額につきましては、住宅の改修工事に要した、消費税を除く10万円以上の工事費の、10分の1に相当する金額としておりまして、10万円を上限といたしております。

## ○奥山委員

今、お話しいただいた、目的は1つ目として市民の皆さまの快適な住環境の整備、2つ目に地域経済の活性化とのことであります。また、その効果として、1つ目に飯塚市外への転出の抑制、2番目に飯塚市内の業者を利用することで、雇用の確保などを図ることというご答弁をいただきましたが、もし具体的な数値がありましたら、お願いをいたします。

## ○住宅政策課長

転出抑制については住民基本台帳等の資料がございませんので、お答えできかねますけれども、成果では、平成28年度につきましては229件の申請がございまして、1927万4千円の補助実績でございます。

## ○奥山委員

急遽入れましたけれども、雇用の確保などについては、具体的な数字はお持ちではないですね。

次に、決算の成果説明書の72ページになりますけれども、補助事業の実施状況によりまして、本年度は今もおっしゃられましたけれども、229件の申請があり、1927万4千円の支給実績があります。また、本年度の成果と課題については、年度途中で予算不足を生じることから、年度を通じて受け付けできない状況であるというふうに記載されております。予算が前年に比べて減少しているのが当然であるというふうに思います。では、具体的な申請について伺いますが、平成28年度は4月から申請を受け付けて、いつの時点で予算不足が生じ、受け付けを終了したのか、お尋ねいたします。

## ○住宅政策課長

平成28年度につきましては、9月12日に申請件数が241件となりまして、交付予定額が1991万6千円に達し、残額が8万4千円になったことから受け付けを終了しております。

その後、年度末までに工事が完了しないなどの理由により12件の申請が取り下げられましたことから、執行残額が72万6千円となっております。

○奥山委員

9月12日で終了ということですので、5カ月と12日間、年度の事業として計画をされていますが、市民の皆さまや住宅政策課の受付の方も断るのに大変苦勞されているというふうに思います。さらに補正予算を組むこともされておりませんので、補助金がもらえず、リフォームされた方々は納得されていないと思いますが、どうお考えなのかお伺いいたします。

○住宅政策課長

本事業は、本市の単独事業でございます、予算の範囲内での実施といたしております。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

○奥山委員

先ほど、住宅の改修により飯塚市外への転出抑制が図られて、併せて市内業者が施工することによって、地域経済の活性化も図られているのであれば、費用をかけてさらに事業の拡充を図るべきと考えます。決算委員会ですから掘り下げてお尋ねしませんが、本年度も、29年度予算も2千万円となっております。今後、予算の増額等は検討するのかどうか、お尋ねをいたします。

○住宅政策課長

次年度以降の事業の実施等々につきましては、関係部署と協議を行い、今後検討してまいりたいと考えております。

○奥山委員

最後になりますが、リフォーム補助金の需要は高齢化に伴ってますます多くなっていくというふうに思います。次年度以降の事業の継続と予算の増額を強く要望して、この質問を終わりますが、市長、行政経営部長、よろしくお願いいたします。以上で終わります。

○委員長

続きまして、229ページ、土木総務費、マイホーム取得奨励補助金について、奥山委員の質疑を許します。

○奥山委員

引き続き、申しわけございません。住宅リフォームと同様の質問になりますけれども、マイホーム取得奨励補助金についてですが、決算成果説明書によりますと73ページになりますが、マイホーム取得奨励補助金の交付件数は93件で、274人の定住があり、一定の効果はあるものと考えますが、リフォーム補助金と同様に年度途中で予算不足を生じ、申請の受け付けを終了しているということですのでけれども。いつ受け付けを終了したのか、お尋ねいたします。

○住宅政策課長

まず、マイホーム取得奨励金の交付件数は、新築で72件、中古で21件の93件でございます。交付金額は4457万円となっております、10月25日で予算額に達しましたので、受け付けを終了いたしております。

○奥山委員

先ほどと同様に、約半年でもう受け付けは終わってしまっているということですね。今後この事業をもって、転入、定住の促進をするのであれば、年度途中で予算が不足し、年度途中受け付けを終了するような状況があれば、リフォーム補助金と同様に予算を増額する必要があるというふうに思います。また、転入者限定の補助制度となっているため、現に本市にお住まいで、借家等にお住まいの方が定住するために住宅を取得する際には、補助の対象者になりません。転出抑制策と対象者の拡充も必要であると考えます。先ほどと同様に、決算委員会ですので掘り下げて質問いたしません、今後、事業の拡充及び予算の増額等について、どのよう

に考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○住宅政策課長

マイホーム取得奨励金の今後の事業の実施につきましては、先ほどのリフォーム補助金と同様に関係部署と協議を行い、検討してまいりたいと考えております。

○奥山委員

同様の回答でございますが、このマイホーム取得奨励、奨励ですから建てませんかという言葉になっておりますけれども、奨励金制度については、一定の成果は見られるものと考えます。この制度の継続及び予算の拡大を要望して、また、併せて転出抑制策を踏まえて、新制度の構築を強く要望して、この質問を終わります。

○委員長

同じく土木総務費、マイホーム取得奨励補助金について、光根委員の質疑を許します。

○光根委員

同じ項目でございます、マイホーム取得奨励補助金についてでございます。同じ内容ですが、私のほうからはちょっと2点ほどお聞きしたいと思っております。決算成果説明書のほうにアンケートの結果をもとにということ、このアンケートはいつごろされましたでしょうか。また、していないならいつごろする予定でしょうか。

○委員長

アンケートの実施につきましては、補助金の申請の際に、交付決定をしました際にお問い合わせをして記載をいただいておりますので、適宜、随時、申請があった時点で取っております。

○光根委員

現段階で、そのアンケートの結果を踏まえて検討した事項とかはありますでしょうか。

○住宅政策課長

このアンケートの中、平成28年度につきましては、93件の中で72件の方にご回答をいただきました。この制度がなければ転入しなかったとか、この制度がなくても転入したとか、いろいろなご意見をいただいております。そういったご意見を踏まえながら、今後、制度については考えてまいりたいと思っております。

○光根委員

もう1点ですけれども、同じく成果説明書のほうで目標値が記載されております。今年度は487件の決定件数を目標にされているということですが、この予算額に対しては、この目標値が高過ぎるのではないかと思います。93件の決定数であり、また、今年度というか、29年度に関してもまだ六十何件かですよね。この目標値が高過ぎるのか、また、予算が少な過ぎるのか、どうお考えですか。

○住宅政策課長

決定件数の487につきましては、定住人口の目標値を定めておる数字となっております。半分しか結果的には定住が促進されていないということですから、先ほど申し上げましたとおり、今後の事業のあり方、他の事業への転換等々を全部含めまして、関係部署と協議をしてまいりたいと思っております。

○光根委員

最後に、今年度、平成29年度の予算額も3990万円と減額されております。この分ではどんどん減額になっていくのかなという予想もされます。一定の効果があるといわれておるならば、奥山委員と同様、今後の事業の拡大、また予算の増額をよろしく願いたいと思っております。

○委員長

次に、231ページ、道路橋梁維持費、各所草刈等委託について、奥山委員の質疑を許しま

す。

○奥山委員

今回、この各所草刈等委託料の質問をさせていただくのは2つの理由があります。1つ目として、市民相談のほとんど、多数が草刈りの依頼、相談が多いことが一つあります。2つ目に、実際市内のあらゆる場所で車の通行をされる場合に支障があったり、健幸都市を目指してはいますが、歩道上が歩けないほど草が伸びております。他の市町村を車で通過するとき本市が異常に伸びているのではないかという、なんかどうも飯塚は草が多いような気がします。市長もいろいろなところに行かれると思いますけれども、見られればそういうふうに感じられるかもしれませんけれど。そういうのがあって、今回、どういうふうになっているんだろうと、草刈りが。ということで質問をさせていただくようにしました。特に私がいつもお願いしているのは土木管理課でございますので、土木管理課の金額を見ると約9千万円という高い決算をされておりますけれども、それで足りているのか、足りていないのかというようなところも含めて質問させていただきますので、よろしく願いいたします。まず、この事業費、委託料の主な内容についてお伺いします。

○土木管理課長

この事業費の主な内容及び目的でございますけれども、市内約71万5千平方メートルをおおよそ6月から10月末ごろにかけて、各所草刈等委託を発注しておるところでございます。目的といたしましては、交通事故防止、犯罪予防、地元要望等に対応しているものでございます。

○奥山委員

この決算の金額でございますが、9910万円ということで、かなりで多いところでございます。内容を、この決算書を見ていく中で調べた表があります。持ってある方もいらっしゃるかも知れませんが、土木だけではなくて、20の担当課が草刈りをしております。財産管理、社会福祉、保育、児童環境、農業施設、農業土木、林業、商業、河川、公園、下水道、住宅、学校、幼稚園、公民館、文化財、保健体育というふうに20の課がこの草刈りをしております。年間どのくらい予算があるのかといいますと、2億500万円、28年度については2億500万円の予算をかけて、この草刈りを、飯塚市全体の草刈りをやっております。決算が1億9700万円という数字が出ております。残りが800万円ありますけれども、残りが何であるのかというのは分かりませんが、この数字を見ると毎日毎日のように私も草刈りのお願いに行っておりますけれども、足りているのか、足りていないのか、そこがいつもわからずに、予算がありませんということで、来年になりますとか、いついつになりますとかいう話をよく伺います。調べたら、こういう結果でかなりの事業というか、担当課で予算を組んでやられておりますけれども、何でできないのかをお話しいただきたいと思っておりますけれども、まずその前に、地元はこの依頼が、地元の自治会等に草刈りの依頼ができないのかどうかということも考えてあると思っておりますが、その辺はどうなんでしょうか、お伺いいたします。

○土木管理課長

土木管理課の部分について、お答えさせていただきたいと思っております。土木管理課の場合、道路に沿った草刈りであり、車の往来も多く、肩掛け式草刈り等を使用しておりますので、作業員の方の安全確保、往来する車への飛散物予防、そういうもの全てを、全体を管理監督する方がある程度経験者でないと事故等が起こるということもありますので、経験されている方が必要となります。また、地区におきましては高齢者が多くなって、草刈り等を市のほうへ相談される地区もございますので、地元のほうへの委託というのは難しいと思っております。

○奥山委員

今、各地区の高齢の方がふえて相談されるということで、私も地域のほうでお話を伺いまし

たら、今までは地域の方々が自分の家の周りは草刈りをしておりまして。年齢が増して自分でできなくなったということで市のほうに相談に見えたり、私どもに相談されたりする件数が多くなっておりますけれども。であるならば、しっかり予算を立てて、そういう刈り漏れといひますか、そういうものがないようにしていただきたいというふうに思います。

次に、これも相談をいただいたんですけれども、私たちは道具というのを持ちませんが、農家の方はそういう道具をお持ちになっているというふうに聞きます。車道ではないにしても、市の土地とか、自宅の周りとかのところを、農家の方に委託できないのかどうかという検討をされたかどうか、お伺いいたします。

○土木管理課長

先ほど答弁いたしました内容も含めて、草刈り時期におきまして、地域、場所により、急いでほしい、いつまでにしてほしいというような要望が電話等でありまして、兼業農家の方がふえている状況では、日程等に難しいものがあると思っております。

○奥山委員

今、急いでとか、いつまでやってくれというふうなお話で、要望等があるというふうに答えてきましたけれども、それに対してはどういうふうに対応してあるか、お伺いします。

○土木管理課長

発注いたしまして、予定している部分を、依頼がありましたら業者の方をお願いして順番を入れ替えてもらうとか、そういう方法でやっているところでございます。

○奥山委員

順番を変えてやっているというふうなことで、あちらを切ろうと思ったら、こちらから電話があるというので大変だというふうに思いますけれど。草刈りには刈り方、ちょっとプロではありませんが、どういふふうに刈ればいいのかわかりませんが、刈り方を変えたらどうかというふうに思いますが、何かご意見があればお願いします。

○土木管理課長

道路に生い茂っている草につきましては、いろいろな種類がございまして、伸びてくる時期とかいうのも違うというふうには聞いておりますけれども、それを部分的に刈っていくということになりますと、発注すること自体が煩雑になりまして、費用対効果がちょっと少なくなってくるというふうに考えております。

○奥山委員

費用対効果という話がありましたけれども、私も頭がいっぱいで、草のことで。ホームページをいろいろ見て、どこかの大学の先生がこういう研究されてないのかというのをずっと調べましたが、なかなか出てこずに、家庭の庭の草のことについてはいっぱいホームページで出ます。除草剤であるとか、熱湯をかけるとか、この間もお話を聞いて、塩水をかけるとか、いろいろな方法があるんですけれども。そういう部分的なものではなくて、飯塚市全体、特に旧飯塚市から1市4町に合併してかなり広範囲にわたって、県道もあり、国道あり、市道もあり、いろいろなところに草が生え放題、我がもの顔で生えておりますけれども。生えるには、種が飛んだ後に生えてくるんです。この間もテレビでやっておりましたけれども、種が入る前に切れば、次の年は生えてこないんですよ。冒頭にもありましたけれども、6月から10月ごろですか、草刈を委託されておりますということで、種の飛んだ後に刈ってもまた来年生えるという、その悪循環ではないかなというふうに思いますので、さらにどこかの大学の研究されているような先生のところを探していただいて、刈り方等を、これはもう大きな課題だろうというふうに思います。市長もいろいろなところを車で行かれますので、ご覧になっているというふうに思いますけれども、研究をいただきたいというふうに思います。最後になりますけれども、地元にも、私も自治会に所属していますから、自治会で草刈りを年間2回目くらいやります。

あと2回は市のほうにお願いをすることもあるんですけども。地元で委託をして、その分を例えば補助金、きのうも質問しました資源回収で補助金を出しておりますけれども、この9千万円、約2億円ですね、全体では。ちょっといろいろな場所がありますから、全て依頼はできませんが、このお金を使って、地元で、今回もI LOVE遠賀川はありますけれど、いつといつやっていたら、補助金を出すというふうな考えを、今後持たれる必要が、私もあるんじゃないかというように思いますが、委託されてはいかがですか。その辺、どういうふうにお考えなのか、お伺いします。

○土木管理課長

先ほど答弁いたしましたことも踏まえまして、関係部署と協議をしていこうとは思っております。

○奥山委員

何か短かったですね。関係部署とやるということで、20の担当課が予算を立てて、決算をしております。金額が多い少ない等ありますけれども、1つ、お願いになるんですけども、今年度の予算が終わったので、来年度は刈りますという話はしてほしくないというふうに思います。ぜひとも、例えばもう今9月になって盛んに伸びております。6月ごろ刈ったのがまた伸びている地域もあるかもしれません。どうしてもという市民の皆さんが、補正予算をかけてでも年度内にもう一度刈っていただけるよう要望して、この質問を終わります。よろしくお伺いします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 23

再開 10 : 23

委員会を再開いたします。

次に、都市計画総務費、都市サイン整備工事について、奥山委員の質疑を許します。

○奥山委員

喉も大分枯れてきましたけれども。引き続きすいません。ちょっとこれは私、もともとの事業の内容がわからないところがありましたので、お尋ねいたします。まず、都市サイン整備事業の事業内容というのはどういうものなのか、お尋ねいたします。

○都市計画課長

都市サイン整備事業は、健幸都市いづかを目標とした、歩くことをキーワードとし、誰もが安全安心に歩ける健康なまちづくりの推進として、各拠点の明示やウォーキング案内図の設置によるキロ数表示やフットサインの設置、また、市外からの来訪者や市民の方々をスムーズに目的地まで誘導するという目的達成と合わせ、サインの役割の1つである観光紹介や案内などを考慮したものであります。事業年度は、平成27年度から平成28年度までの2カ年で、平成27年度は総合案内サイン2基、平成28年度は総合案内サイン7基、案内サイン3基、矢羽根式サイン28基、フットサイン66基の、合計104基を設置いたしました。

○奥山委員

2年間ということで、28年度に一気に多くのサイン、案内等をしていただいていると思います。この事業はいつまで、今、2年のお話をされましたけれども、いつまで行か、お尋ねいたします。

○都市計画課長

中心市街地活性化事業として実施したものであり、平成28年度にて事業完了でございます。

○奥山委員

もうこの決算で終わりということですね。私も、あまり市内を歩いておりませんでしたので

わかりませんでしたけれども、せっかく健幸都市いづかを推進するのによいものができたというふうに思っております。市民の皆さまには、どのような周知を行っておられるか、また、どのように活用されているのか、お伺いいたします。

○都市計画課長

サイン設置後は、健幸・スポーツ課において市報に掲載し、周知を行った結果、JRのイベントや健幸・スポーツ課のイベント等で利用されており、今後も活用していく予定でございます。

○奥山委員

結構活用されているということですね。市報に掲載されたということですが、飯塚市では、SNSを活用して、さまざまな情報発信に取り組んでおられます。設置された際についてもSNSを活用し、多くの方に知ってもらい、健幸都市いづかを推進して欲しいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○都市計画課長

健幸・スポーツ課と協議し、SNSを活用しての情報発信を行い、多くの方々にウォーキングに取り組んでいただけるよう努めてまいりたいと思っております。

○奥山委員

よろしく申し上げます。特にSNSは、発信力が強くて一度見たいという方もおられるし、見ると、どこまで何キロ、何百メートルというふうな、健康にふさわしいメートル数、距離数を書いてありますので、どんどん発信していただきたいというふうに思います。今後、サインがまた老朽化してくるというふうに思いますが、そのときの対応についてはどういうふうにお考えなのか、お願いします。

○都市計画課長

施設のメンテナンスにつきましては、職員による老朽化の点検、確認を行っていき、危険な箇所は補修や更新を行っていく予定でございます。

○奥山委員

最後、要望になりますけれども、皆さまもお気づきかもしれませんが、飯塚市は比較的、ちょっとこれは離れるかもしれませんが、信号に名称がないところはかなりあります。今はカーナビでその名称がなくてもぱっと右、左、右折可能になりますが、これも併せて、信号の名称を併せて市のほうから、このサインと同様に警察等に働きかけをやっていただければ、市外から見える方がその信号に右折とか左折とか、十分わかるというふうに思いますので、要望してこの質問を終わります。

○委員長

次に、同じく都市計画総務費、都市サイン整備工事について、梶原委員の質疑を許します。

○梶原委員

質問内容が重複する部分がございますが、私はちょっと違う視点でお尋ねをしたいと思っております。今、市内に相当数、サイン事業をされた設置箇所がいっぱいあります。これは合併前から、旧町のときからもサイン事業はありましたので、そのときからずっとたって、それを合併して新しく利用されて飯塚市に名前を変えたりとかしてあって、結構古い部分が、結局薄くなったりとかして見えない、見えづらい部分がございます。そういった部分の把握がどのぐらいできておるのか、お尋ねをいたします。

○都市計画課長

市内全域には、市民や市外からの来訪者を安全円滑に誘導するといったサインが数多くありますが、老朽化の状況につきましては、把握できていない状況にあります。

○梶原委員

それで、やはり観光都市いづかを目指しております。そういった観点から、やはりいろいろなところにサイン事業の看板がありますけれども。その辺のところも老朽化が、特に、ちょっと悪い部分も見えますし、ボルトが緩んだりとかして、方向が曲がったりとかしている部分もありますので。それで、今後、この安全点検等を含めて、年次改善する予定があるのかどうか、お尋ねいたします。

○都市計画課長

現時点では予定はありませんが、市民の皆さまの安全性を考慮しますと、今後、各支所も含め、関係職員で早急に調査を行い、老朽化の現状を把握し対応していくことが必要ではないかと考えております。

○梶原委員

この事業、中心市街地の活性化事業の中での事業でしたので、終わっておりますから今年度は予算計上があっておりません。できましたら、来年度そういったところも含めて、少しサイン事業の再点検ということで、少しずつでも結構でございますから、見直しをするための予算計上をしていただきたいと思いますと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長

次に、243ページ、住宅管理費、住宅維持管理費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

住宅の管理状況は適正かについて、お尋ねをします。追加資料は5ページ、6ページ、7ページにあります。そこで最初に、市営住宅維持管理費の支出の特徴、成果の特徴について、お尋ねします。

○住宅政策課長

平成28年度は目尾第二住宅屋根瓦のふきかえ工事を実施いたしております。その他の維持管理費の支出につきましては、個別の修繕、補修、各所草刈り及び各施設の保守点検を実施いたしております。市営住宅の円滑な管理、運営を図るための経費を支出いたしており、限られた予算の中で有効的な活用方法や費用対効果を考慮しながら、サービスの低下を招かないように適切な管理運営を行ってまいりたいと考えております。

○川上委員

成果の特徴について、答弁がなかったと思いますので、どう考えておるのか、お尋ねします。

○住宅政策課長

突出した特徴はございません。老朽化した市営住宅を維持、保全管理していくために、先ほど申し上げましたような屋根瓦のふきかえ等を行いながら、個別の要望に対応している状況でございます。

○川上委員

定住促進だとかいうのと、あるいはコンパクトシティづくりなどとリンクしたような発想での仕事の仕方は、今はできてないということのようです。そこで、市営住宅の管理体制はどうなっているのか。住宅政策課の正規職員は足りているのか、不足していないか、お尋ねをします。

○住宅政策課長

ただ今、住宅政策課は総務係、管理係、事業係の3係となっております。本年度の職員配置は、私も含めまして22名となっております。また、市営住宅の管理を所管しております管理係は、係長以下10名でございます。うち嘱託職員1名、臨時職員2名でございますので、正職員は7名ということになります。この体制で市営住宅の入退去、使用料の決定、徴収及び維持管理に関する事務を所管いたしております。28年度の機構改革で、住宅課が住宅政策課となって、総務係が増設されたことに伴いまして、管理係は先ほど申しました10名となって

おりますが、現時点で市営住宅の管理に係る職務に過不足はないというふうに判断いたしております。

○川上委員

22名の職員がいて、そのうち正規職員は7名ということですね。

○住宅政策課長

住宅政策課の正規職員につきましては、総務係が4名、管理係が7名、事業係が2名、加えて課長、課長補佐を入れまして15名となっております。

○川上委員

半数は臨時職員ということなんですね。それで、臨時職員はそもそも、の通常のルーチンの仕事がある場合は正規職員にしなければならないのだらうと思います。それで、資料の7ページに、あなた方の言う旧地域改善対策住宅の空家状況一覧及び入居実績を出していただいています。そこで、この住宅の全体の管理戸数と入居状況、手続きはどう改善しておるのか、お尋ねします。

○住宅政策課長

今のご質問でございますけれども、旧地域改善対策住宅につきましては、平成28年度末で20団地329戸となります。先ほど委員が言われました資料の7ページ、8ページに記載しておりますとおり、入居件数は、平成29年3月31日現在で、入居可能な空き家が90戸あり、入居率は71%となっております。入居の方法につきましては、関係団体への募集の案内を送付し、入居希望者があれば、一般公募と同様の資格審査を行いまして、入居資格、収入基準を満たしている申請申込者でございました場合は推薦を依頼いたしております。推薦を受けた申込者に対しまして、入居手続を経て、正式な入居となります。なお、26年度に2戸の入居がっておりますが、27年度は入居がありません。利便性や老朽化等を理由に希望者が減少している状況が見受けられます。

○川上委員

関係団体というのはどこのことですか。

○住宅政策課長

各地区、地域の関係団体でございます。各地域の部落解放同盟の支部等々をお願いをしている状況でございます。

○川上委員

その等々というのは何ですか。

○住宅政策課長

失礼いたしました。各地域の部落解放同盟をお願いしているところでございます。

○川上委員

全日本同和会には依頼していないんですか。

○住宅政策課長

失礼いたしました。旧穎田地域については、全日本同和会ということになっております。

○川上委員

この三百幾つと言われた住宅を切り分けているわけですか。解放同盟に推薦をお願いするところと、同和会をお願いするところと。

○住宅政策課長

空き住宅の募集の案内につきましては、同様にご案内をしているところでございます。

○川上委員

そうすると、先ほどの答弁と整合性がとれませんね。どうしますか。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 10 : 43

再開 10 : 43

委員会を再開いたします。

○住宅政策課長

改めて訂正をさせていただきますけれども、入居のご案内を出しているのは部落解放同盟だけでありまして、推薦を受け付ける場合に、全日本同和会も含めて先ほどの受け付けをしている状況でございます。整合性というのが、私、申しわけございません。ちょっと理解ができておりませんので、よろしく申し上げます。

○川上委員

部落解放同盟と同和会を差別するのはなぜですか。

○住宅政策課長

差別をしているという認識はございませんで、合併協議当時から、そういう手法をとって入居の推薦を依頼するというふうになったと聞いております。

○川上委員

それは聞いているだけの話で、理由がわからないではないですか。なぜ部落解放同盟だけに案内をかけて、同じ補助金を渡して、行政の補完行為をされていることになっている同和会にはしないのか、これは差別ではないですか。何でそういうことになっているのか、お尋ねしているのですよ。わからないという答弁でもいいですよ。

○住宅政策課長

詳しい理由についてはわかりません。申しわけありません。

○川上委員

では、そもそも、この住宅はもう一般住宅なんですよ。一般住宅なのに、なぜ部落解放同盟だけに入居案内をかけるのか。何に基づいた行為ですか、この行政行為は。

○住宅政策課長

委員おっしゃるように、国の特別対策は平成13年をもって終了いたしました。しかしながら、14年度以降についても依然として住宅に係る地域の実績や施策ニーズがある場合については、一般施策に工夫を凝らしながら対応するという国の通知が14年3月7日の事務連絡で届いておりますことから、旧地域改善住宅については現行どおりの推薦を依頼しているところでございます。

○川上委員

その通知はね、あなた方は読み違いをしているわけですよ。それを部落解放同盟窓口一本化の理由に取るのは間違いです。これについては後で言います。真に住宅に困窮している人に対して、どう対応したらよいのかを考えるように、という通知なんですよ。そこで、根拠がないということを認められました。それで、根拠のないことをやっているとどうということになるかというのが8ページなんですよ、8ページの資料。先ほど説明されました、329戸管理しておるのに対して、入居できる空き家が90戸あるんですよ。老朽化のために入らないとか、いろいろなことを言われるけれど、2戸、ゼロ、1戸ということは、もうあなた方が言うようなやり方が機能していないということではないんですか。お尋ねします。

○住宅政策課長

先ほどと同じ答弁になりますけれども、国の施策、特別対策に関する国の財政上の特別措置については、法律の執行を見ておりますけれども、先ほど申しましたように、改善が全て整っているわけではないという判断のもとで対応すべきであろうという、先ほども委員がおっしゃるように、私が説明した通知に基づきまして対応している状況でございます。

○川上委員

真に必要な人には市が責任を持って住宅を確保できるように、国と地方公共団体が力を合わせて頑張りましょうね、というのが地方公営住宅法の目的でしょう。国は、真に困っている人には、自治体で頑張ろうねという通知を出したわけですよ。部落解放同盟に窓口一本化で入居もさせられないようなことを続けていいとか言っていないわけですよ。ですから、今、何が問われているのかというのは、この329戸のうち90戸の空き家は、市が管理責任を放棄していることとなります。その分だけ、本当に住宅に困っている人はたくさんおられるのに、その方の、もって福祉の増進に資するというのを市は放棄するとともに、家賃収入も放棄しているわけ。こういうことが決算の過程で問題にならないのがおかしいでしょう。今回、こういう指摘をするんだけど、今後については、法の規定どおり、市の条例の規定どおり、この329戸についても、一般住宅なんですから、一般住宅としてきちんと管理すると。第三者の関係のない勢力の、能力のないところに入居案内をしないと。市が完全に責任を負うというふうにしてもらいたいと思いますし、同時にその全て、4500の全ての住宅を対象にして、例えば、嘉麻市が行っているような、真に住宅に困窮する低所得者のために随時入居できる制度をぜひ検討してもらいたいと思います。要望してこの質問を終わります。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

○秀村委員

先ほどの草刈りに関してなんですけれども、お願いなんですけれども、歩道、よく歩道に半分以上、草が覆い被さっていたりするところが多々あるんですよ。それも通学路が、特に子どもたちがそれを車道によけて歩いているところが多々ありますので、そういうところはいち早く対処をお願いします。要望して終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑はないようですから、第5款労働費から第9款消防費までの質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。

休憩 10 : 52

再開 11 : 05

委員会を再開いたします。

次に、第10款 教育費について、248ページから286ページまでの質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されております、251ページ、事務局費、適応指導教室事業費について、勝田委員の質疑を許します。

○勝田委員

251ページ、事務局費、適応指導教室事業費について、お尋ねいたします。まず、適応指導教室の事業内容については、私自身、一定の理解はしているつもりなんですけど、より適切な運用をしていただくために質問をさせていただきます。まず現在、適応指導教室に通級している生徒は何名いるのでしょうか。また、ここ数年間の傾向として、増加傾向にあるのか、減少傾向にあるのか、お尋ねいたします。

○学校教育課長

平成26年度から平成28年度までの3カ年間における通級している生徒数につきましては、平成26年度が11名、平成27年度が9名、平成28年度が13名であり、年度によって若干の変動の傾向が見られるところでございます。

○勝田委員

過去3年間の内訳を見ますと、大体10名前後で推移して、変動の傾向が見られないというのですが、実際にこの提出資料の中のデータからも、飯塚市内の全体的な不登校の児童、生徒の数は、平成27年から28年を比べましたら40名ほど減少しているんですが、これからも大きな増減は見られないということがわかるんですが。では、飯塚市以外の小中学校における不登校児童、生徒の実態、改めてお尋ねします。また、その不登校児童生徒に対して、各学校でどういった指導や対応を行っているのか、お尋ねいたします。

○学校教育課長

まず実態でございますが、平成26年度から28年度までの3カ年間における不登校生の数でございます。平成26年度が、小学校53名、中学校160名。平成27年度が、小学校52名、中学校172名。平成28年度が、小学校35名、中学校136名となっております。この不登校生の各学校の対応や指導につきましては、その基本的な対応といたしまして、まず各学校における不登校対策委員会の設置並びに定期的なその実施、不登校傾向が見られた該当児童生徒への組織的な対応や、指導内容を策定し、それに基づく早期対応のための、これをマンツーマン方式と呼んでおりますが、この方式の実施。また、いわゆる中1ギャップによる不登校を防ぐために、児童の欠席状況調査に基づいた小中連絡会の実施等に取り組んでおります。このほかといたしましては、児童生徒の悩みや不安の解消に向けました教育相談やカウンセラーによる面談、また、飯塚市適応指導教室、民間のフリースクール等との連携などにも取り組んでおるところでございます。

○勝田委員

不登校児童生徒に対しては、おそらく不登校の原因とか要因がそれぞれ異なるため、個々人にあわせた、要するに指導、あるいは対応、そういった計画を立てて実施していると思うんですが。実際に適応指導教室に勤務している職員の数、そして、その勤務体系はどうなっているでしょうか。

○学校教育課長

現在、適応指導教室に勤務している職員とその勤務体系につきましては、所長1人を嘱託職員として配置、また、指導助手1人を臨時職員として配置をしております。勤務期間につきましては、4月1日から7月31日、及び9月1日から3月31日でございます。

○勝田委員

ということは、この勤務期間を見ますと、7月31日でいったん終了し、夏季休業期間中のほとんどは勤務を一たん取りやめるということになってますね。夏休み休業期間中に通級している生徒たちのきめ細かな対応をするために、家庭訪問だとか、要するに日ごろできない面接指導、これは生徒だけではなくて、保護者についても言えることなんですけれども。そういった個別指導等を含めて、そういったことは、行うことはできないのではないのでしょうか。

○学校教育課長

先ほどもご説明させていただいたとおり、現在におきましては、学校の夏期休業中、いわゆる夏休み中につきましては休業となっております。それで、今ご指摘いただきました生徒へのきめ細かな面接指導並びに保護者への教育相談など個別の対応につきましては、現在、日常的にその実情や求めに応じて実施しているのが現状でございます。特に、保護者との面談につきましては、その子どもの送り迎えなどの際に、その求めに応じて日常的に実施しておるところでございます。

○勝田委員

保護者に対しては、その送り迎え時間等に、保護者の求めに応じて面談をするという答弁でしたけれども。それで本当に不登校生徒の改善につながる、そうお考えでしょうか。適応指導教室に通級している生徒は10名前後かもしれませんが、先ほどの答弁でもありましたように、

過去3年間、飯塚市内の中学校には、年に140名から170名の不登校生徒、さらには、不登校児童が大体30から40名ぐらい存在するわけですね。ということは、適応指導教室に来たくても来られない。そういう何らかの事情で来られない保護者等に対して、面談指導とか個別指導は全くできないわけですね。そういったことを考えたときに、私は、適応指導教室はやはり、市内の不登校児童、生徒に対するセンター的な、僕は役目を果たす必要があるのではないかなど、そういうふう思うわけです。ですから、こうやって夏休みの大事な期間に一たん職を解くというのは全く理解できません。やはり学校の夏季休業期間中、これは絶好のチャンスでもあるし、いい機会であるわけですので、夏休み中についても通級している生徒たちのきめ細かな対応も当然なんです、日ごろ通級できない子どもたちのためにも、やはりそういった面接指導、個別指導を受けるためにそういったことはできないのかどうか、それをお尋ねいたします。

○学校教育課長

現在、適応指導教室はこの通級生の学校復帰を目的として、その業務に当たっております。今後は、不登校の未然防止に向けた取り組みとして、ただ今委員よりご指摘のあったところも視野に入れながら、今後の適応指導教室の業務のあり方について検討してまいりたいと考えます。

○勝田委員

ぜひ、単に通級生だけでなく、他の不登校、それも僕は小学校でも高学年に入ったら結構、夏休み以降とか不登校の児童が増加する傾向にあるんですね。だから、そういったことを考えたときに、やはり夏季休業期間中に各学校に出向いて、情報を得るとか、指導ができるとか、そういう体制をぜひ検討して、実施できるように要望して、この質問を終わりたいと思います。

○委員長

次に、253ページ、事務局費、スクールカウンセラー謝礼金について、梶原委員の質疑を許します。

○梶原委員

この質疑につきましては、取り下げさせていただきます。

○委員長

次に、同じく253ページ、事務局費、特色ある教育活動支援事業委託料について、梶原委員の質疑を許します。

○梶原委員

253ページ、特色ある教育活動支援事業委託料について、お尋ねをいたします。この事業についてはどのような内容なのか、お尋ねします。

○教育総務課長

事業内容につきましては、小学校に通学する児童の登下校時の見守りや学校開校時間中に学校内外の巡回警備を実施することにより、児童の安全を確保するとともに、周囲に見守りの目があることをアピールすることで、児童が事件などに巻き込まれることを未然に防ぐことを目的としたものでございます。

○梶原委員

それでは、この事業の取り組みの成果といいますか、それについてはどのような成果が上がったのか、お尋ねをいたします。

○教育総務課長

この事業では、3名を月17日間程度の勤務で雇用し、1名当たりが7校程度の小学校を受け持ち、それぞれの学校現場で活動を行っております。これによりまして、地域における防犯意識や地域の子どもは地域で守るという意識の向上につながり、見守り活動を促進することに

つながったものと考えております。

○梶原委員

この事業は、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を活用してされたと聞いております。名前からすると、特色ある教育活動支援事業ということでちょっと似つかないかなとは思いますが、けれども。この事業が終わって、今の成果では見守り活動を促進することにつながったということですが、けれども。事業が終わって、これからもっと学校現場で特色ある教育活動支援につながるような事業を展開していただきたいと思っておりますので、その辺は十分考慮していただきますようお願いいたします。

○委員長

次に、253ページ、人権同和教育費、人権同和啓発推進費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

追加資料88ページにもかかわって、人権同和啓発事業委託料の内訳の説明を求めます。

○人権・同和政策課長

内訳につきましては、NPOの指導員職員13人の賃金が3596万円、社会保険料を含む共済費が552万4千円、消耗品等諸経費が120万円、啓発講演会等の事業費が205万6千円、合わせますと4474万円になり、それに消費税357万9200円を足しまして、合計4831万9200円となっております。

○川上委員

それは見てわかるんだけど、その中身についてお尋ねしている。消費税の357万円というのはどういう事情ですか。

○人権・同和政策課長

委託料ですので、消費税をかけております。

○川上委員

なぜ委託するのか、直営ではだめなのか、お尋ねします。

○人権・同和政策課長

人権同和問題の啓発業務につきましては、人権同和問題に対する知識、意識等が必要であり、また、効果ある啓発を行うためには、長年培われた経験等も必要であり、職員が直接行うより合理的で効率的な、かつ掘り下げた内容のある研修が期待されますことから、直営での対応は今のところ考えておりません。

○川上委員

過去は直営でやっていましたね。合併前。そのときは、不都合があったわけですか。

○人権・同和政策課長

人権同和問題の啓発業務は、人権同和問題に対する知識、意識等が必要であり、また、効果的な啓発を行うためには、長年培われた経験等も必要であり、職員等の人権研修を継続的、積極的に実施をしておりますが、その点を踏まえて、そこには職員での対応が厳しいものがあると考えて、今の状況になっております。

○川上委員

社会情勢も緩やかな変化はもちろんあったでしょうけれど、直営から委託に変わった最大の要因は、部落解放同盟中央本部の方針が変わったからなんです。これに基づいて、これをやったのではないんですか、違いますか。

○人権・同和政策課長

これにつきましては、今、現状として、NPO法人人権ネットいづかに委託をしているんですけれど。これにつきましては特定非営利活動促進法10条の規定により、県知事より人権

啓発事業などを認証された法人でございますので、また、人権問題を熟知し、かつ啓発業務のノウハウを持っている市内業者がほかにないことから、この人権ネットいづかに契約をしております。

○川上委員

そういう資格があると思われる業者があった場合は、その業者はNPOでもいいんだけど、あなた方は委託、選定の対象にしますか。

○人権・同和政策課長

同等の能力を有した業者が参入した場合には競争入札になると考えますが、契約金額が競争により下がることで啓発活動や内容が低下することのないように、入札等の方法については総合的かつ慎重に判断する必要があると考えます。

○川上委員

ほかの業者が手を挙げれば競争入札をするということで、もう一度確認したいと思いますが、答弁を求めます。

○人権・同和政策課長

その辺について、入札等の方法については、その時点で検討して考えてまいりたいと思います。指名競争入札も1つの方法だと考えております。

○川上委員

この業務がそれに適しているかどうかということがあるでしょうね。そこで、今、28年度に行った事業内容をお尋ねします。

○人権・同和政策課長

平成28年度に委託した業務につきましては、市内12地区公民館、各地区の自治会、市内にある企業及び官公庁において行う研修事業、人権にかかわる相談に応じ適切な助言を行う相談事業、市の啓発冊子発行に伴う情報収集及び企画会議へ参加する広報事業、市が設置した啓発展示コーナーにおける展示物作成に伴う情報収集及び企画会議へ参加する展示事業、市全体を対象とした啓発講演会に伴う企画立案及び開催を行うその他啓発事業などを実施、委託しております。

○川上委員

委託相手をお尋ねします。

○人権・同和政策課長

委託相手につきましては、NPO法人人権ネットいづかになります。

○川上委員

その団体の沿革、実態、役員体制について、お尋ねします。

○人権・同和政策課長

NPO法人人権ネットいづかにつきましては、平成16年4月に設立された団体で、市民の人権意識の高揚を図るとともに、人権のまちづくりに向け、教育啓発を推進することを目的として設立した団体です。役員体制につきましては、理事が9人となっております。

○教育総務課長

理事長はどなたですか。

○人権・同和政策課長

理事長につきましては、松本建一になっております。

○川上委員

その方は、当時、部落解放同盟飯塚市協議会の責任者でしたか。

○人権・同和政策課長

旧飯塚市協議会の委員長と聞いております。

○川上委員

そのNPOは、事務所はどこになっていますか。

○人権・同和政策課長

住所につきましては、飯塚市新飯塚24の3になっております。

○川上委員

そこは労働会館飯塚集会所の一部ですね。

○人権・同和政策課長

はい、一部になります。

○川上委員

そのNPOがそこに住所を構えているのはどういう経過で、何に基づいて事務所を構えていますか。

○人権・同和政策課長

飯塚市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条第1項第1号で、国等または公共的団体において、公用もしくは公共用又は公益事業の用に供するときの規定により、その団体と市有財産使用貸借契約を結んでおります。

○川上委員

そのNPOが発足したのは平成16年の4月でしょう。それ以前は、その部屋は何に使われていましたか。

○人権・同和政策課長

旧飯塚の市協事務所になっております。

○川上委員

飯塚市協の事務所とは何のことですか。

○人権・同和政策課長

部落解放同盟飯塚市協議会になります。

○川上委員

では、NPOが使うようになったんだけど、部落解放同盟飯塚市協議会はどこに行ったんですか。

○人権・同和政策課長

今の伊岐須会館に行かれています。

○川上委員

渡り歩いているわけですね。それで、このNPOに対して、委託料は総額でどのくらい入っていますか、この間。

○人権・同和政策課長

19年度からでよろしいでしょうか。手元にそこからの資料はありますけれど、19年度から平成28年度にかけては、委託料累計は約3億6483万円となっております。

○川上委員

元部落解放同盟の、旧飯塚における最高責任者を初めとする同調者に対して、それだけの税金が投入されて、その大半は賃金、共済費等だということですね。そこで、この間、ほかに委託事業を希望するNPOはなかったのか。あるいは要請をしたことがないのか、お尋ねします。

○人権・同和政策課長

ありませんでした。

○川上委員

飯塚市から委託業者を、対象となるところを育成するということもなかったんですか。

○人権・同和政策課長

その点についてはありませんでした。

○川上委員

平成17年からこのNPOは委託業務を始めたんだけど、そのときの出発のときには飯塚市が直営でやっていたときの担当職員も合流していますね。確認していますか。

○人権・同和政策課長

何人か入られております。

○川上委員

わかることは、従来、解放同盟と連携して市がやっていた直営事業を、今度は解放同盟の幹部と同調者、それから市の担当だった者が合流して、NPOという形で今までとあまり変わらないことをやって、そして10年間に、先ほど言われたような委託料を受け取っていくということがわかりました。それが漫然と28年度も行われたということについて明らかにしたわけです。質問を終わります。

○委員長

次に、255ページ、人権同和教育費、人権同和教育推進費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

この事業が子どもたちの健全な成長と育成にとって適正な事業であるかどうかについて、お尋ねをするんです。そこで、93ページに解放子ども会に関する資料がありますが、解放子ども会講師謝礼金内訳をお尋ねします。

○人権・同和政策課長

解放子ども会講師謝礼金の内訳につきましては、講師謝礼金、13の解放子ども会で開催回数が332回となっておりますので、子ども会を指導していただく推進員の方々は44名です。この332回開催した解放子ども会で、指導した推進員は延べ750名になります。推進員の謝礼は1回につき3千円となっており、750名、その分で225万円となっております。後は、外部講師で7万1800円をお願いしておりましたので、合計で232万1800円となっております。

○川上委員

44人というのは延べですか。登録というか、お願いした人の数ですか。

○人権・同和政策課長

実人数です。

○川上委員

3カ年44人で動いていないのは、どういう事情ですか。

○人権・同和政策課長

開催箇所が13と12とほとんど変わっていないので、一応44名で対応していただいております。

○川上委員

同一の方々なんですか。

○人権・同和政策課長

同一の方もおられますけれど変わります。変わられる方もおられます。

○川上委員

どういった方々にこの推進員を委嘱しているんですか。選定の、お願いする基準というか。

○人権・同和政策課長

少年期における人権啓発を推進し、少年の健全な育成を目的として行う解放子ども会事業において、ご理解をいただいている教職員の方々に推進員として、就業時間外に携わっていただ

いております。

○川上委員

4 4 人の中に現職の教員が何人いますか。

○人権・同和政策課長

全員になります。

○川上委員

今、就業時間内と言われましたか。

○人権・同和政策課長

就業時間外と言っています。

○川上委員

3 千円は全員が受け取っているんですか。

○人権・同和政策課長

全員受け取っております。

○川上委員

これは現職の県職員が、任期付もおられますかね、市の。教員が時間外で講師活動をして、謝礼を受け取ったというのは大丈夫ですか。

○人権・同和政策課長

解放子ども会の講師に学校の教師が当たっていることにつきましては、地方公務員法第35条、教育公務員特例法第17条におきまして、本務の遂行に支障がないと任命権者において認める場合には、教育に関する他の事業もしくは事務に従事することができるようになっているということから、お願いをしております。

○川上委員

3 千円の謝礼をもらって大丈夫かと聞いているわけです。

○人権・同和政策課長

一応、謝礼として予算の範囲内で支払っております。すみません。子ども会の実施要項に基づきまして――。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 11 : 37

再開 11 : 42

委員会を再開いたします。

○人権・同和政策課長

任命権者であります県の教育委員会から、市の事業でありますので許可をもらって依頼をしておるところでございます。

○委員長

報酬をもらうことについていいか悪いか。

○人権・同和政策課長

市の業務であるということで、この3千円の支払いについて、源泉徴収もしておりますので、問題ないということで支払っております。

○市長

補足を一点だけ。業務の頻度、それからそれにかかる時間数等々が本務に影響しないという判断のもと、また、謝礼金の金額の妥当性も加味した中で、先ほど担当課のほうで説明しましたとおり、市及び教育委員会も理解のもとの事業であるということで、認可というか了承を得ている次第でございます。

○川上委員

違法支出であるかどうかわからないまま、支出を今までしておいたということを確認しました。それで、これがもし市の事業でなければどうなりますか。受け取ることはできませんか。

○市長

もしそのケースの場合は、服務監督者である市の教育委員会において、副業申請が出ますので、その内容、そして先ほど申しましたような本務に影響がないかどうか、そして金額の妥当性において、審査の上、それを許可するかどうかの判断を、市教育委員会のほうで、教職員であればするようになります。

○川上委員

今、市長が答弁されたやり方は大変面倒くさいので、市はこの解放子ども会への講師、現職教員の派遣について、スムーズにいくようにということもあってか、平成25年4月10日に飯塚市解放子ども会事業実要綱をつくり、市を事業実施主体にしてしまったんですね。これについて、93ページに資料があり、説明書きが3行あります。この3行についてももう少し詳しく説明を求めます。

○人権・同和政策課長

解放子ども会は、各地域集会所、啓発センター等において、おおむね週1回の異年齢の子どもどうしの活動の中で、人権学習、学習活動、体験学習活動を通して、少年期における人権啓発等の推進を目的に行っている事業でありまして、いずれも1時間30分程度の活動を行い、今のところ市全体として13の解放子ども会で事業を行っております。

○川上委員

これ平均すると4人くらいの参加になるんですね。1対4ぐらいでやっている計算になるのだけれど。流れることも多いらしいですけど。それで、この趣旨は教育基本法にかつてあった子どもの全人格的な発達とどういうかわりがありますか。

○人権・同和政策課長

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第5条による、地方公共団体の責務に基づいて、法に基づいて実施しておりまして、また、解放子ども会は少年期における人権啓発の推進を目的としておりますので、事業を行っております。

○川上委員

日本国憲法は、国民に主権が存することを明らかにし、国民がその主権者としての能力を発揮できるように、また、幸せを享受できるように、教育基本法において、全人格的な成長、発達を保証していこうじゃないかということに目的を置いていたわけですね。その角度から言うと、ここ、93ページの3行に書いてあることはどういうかわりを持つのかということ聞いたわけです。答えられない。それで私は、市が事業の実施主体となっているんだけど、この事業は教育基本法の理念であったものとどういう整合性があるのか、逆行するのではないかという心配をして聞いているわけです。そこで、市が実施主体となる根拠は何なのか、お尋ねします。

○人権・同和政策課長

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づいて、事業をやっております。

○委員長

川上委員にお知らせします。質問残時間が4分18秒になっておりますので、よろしくお願ひします。

○川上委員

飯塚市解放子ども会事業実施要綱、先ほど言いましたかね、目的を紹介してください。

○人権・同和政策課長

本事業につきましては、少年期における人権啓発事業として、子どもたちが異なる年齢層と交流等を行うことを通して差別を見抜く力を身に付けるなど、差別に負けない子どもの育成を推進することを目的としております。

○川上委員

93ページの3行と違うでしょう。どこが違いますか。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 11:51

再開 11:51

委員会を再開いたします。

○人権・同和政策課長

差別を見抜く力を身につけるなどという表現が入っておりません。

○川上委員

差別を見抜く力、それから差別に負けない子どもというのは、どういうことですか。教えてください。

○人権・同和政策課長

解放子ども会事業の目的は、少年期における人権啓発事業として、子どもたちが異なる年齢層と交流等を行うことを通して、差別を見抜く力を身につけるなど、差別に負けない子どもの育成を推進すること目的としております。この事業の中で、子どもたちに同和関係者と植えつけるような事業等は行っておりません。さまざまな人権について学習を行うことで、差別を見抜く力を身につけるなど、差別に負けない子どもの育成を推進しております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:53

再開 11:55

委員会を再開いたします。

○市民協働部長

要綱の内容につきましてはそのものとおりで、これを説明すると言われますと、差別を見抜く力でございますので、差別を受けていることを、それを差別と判断する力と、そうされたことに対して、それに対抗する、対抗するという表現が適当かどうかわかりかねますが、それに負けない子どもの育成ということでの表現でございます。

○川上委員

先ほどから私は、教育基本法の理念に合った全人格的な成長と発達を保障するという角度から見て、これがどうなのかということの問題視しているわけです。部長の答弁がありましたけれど、わかっていないということがよくわかる。それで、先ほど課長が同和関係者と植えつける教育はしていないという答弁があったけれど、これはどういう意味ですか。

○人権・同和政策課長

この分はちょっと訂正させてください。削除をお願いします。すみません。同和関係者と植えつけるような事業——、これについてはちょっと——。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 11:56

再開 11:57

委員会を再開いたします。

○人権・同和政策課長

先ほど、子ども会事業は市がやっているということで、全体でやっていると説明しておりました。この言葉については、ちょっと不適切ですので、削除——、子ども会の範囲が広くございますので、削除をお願いいたします。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 11 : 58

再開 11 : 58

委員会を再開します。

○人権・同和政策課長

先ほどの言葉につきましては、子ども会の事業にちょっとそぐわないところがございますので、撤回をお願いいたします。

○川上委員

同和関係者と植えつける教育はしないという言葉について、撤回をするということなんだけれども、なぜ撤回するのかわからないのです。やっているから撤回するのか、わからない。現実的には、時間の関係であれだけれど、この要綱自身が植えつけるようになっているではないですか、要綱の仕組みが。部落解放同盟がベースにある組織運営になっていますよ。そこで、4条に対象者が書いてあります。紹介してください。

○人権・同和政策課長

目的に賛同をされる地域の方とそれ以外の方、ほかの子どもも参加できるという、対象者を広げております。

○川上委員

5条の事業費はどうなっていますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 12 : 01

再開 12 : 58

委員会を再開いたします。

○人権・同和政策課長

事業費につきましては、解放子ども会にかかる市の予算の範囲内となります。

○川上委員

6条にある、飯塚市解放子ども会事業運営委員会について、どういうものかお尋ねします。

○人権・同和政策課長

この事業運営委員会につきましては、市全体及び各地区の平成25年4月に飯塚市解放子ども会事業実施要綱を策定し、市全体及び各地区の運営委員会を立ち上げて、解放子ども会が行う事業に関する協議、検討、及び事業の円滑な運営を協議する場になります。

○川上委員

これは市長が任命するんですか。

○人権・同和政策課長

市長が任命します。

○川上委員

どういう方々がなっていますか。特に、責任者は誰か、教えてください。

○人権・同和政策課長

この運営委員会につきましては、関係団体から2名、行政から1名、各地区の保護者、代表

者で5名、各地区の推進員代表者5名、各地区の地域活動指導員5名の18名で構成をしております。代表者は原英之になります。

○川上委員

地区解放子ども会事業運営連絡委員会について、同様のことを教えてください。

○人権・同和政策課長

質問の確認ですが、委員構成でよろしいでしょうか。まず、飯塚におきましては、関係団体1名、保護者代表1名、あと、推進員が5名になっております。代表者につきましては和多真太郎。穂波地区につきましては、関係団体が1名、保護者1名、推進委員が10名になっております。代表者につきましては高野正義。筑穂地区につきましては、関係団体から1名、保護者代表1名、推進委員が3名で、代表者につきましては、原和也になっております。あと、庄内と穎田につきましては、ちょっと子ども会は休止しておりますので、今のところ委員会は立ち上がっておりません。

○川上委員

これは事実上、部落解放同盟のつくった組織ということではないのですか。

○人権・同和政策課長

子どもが減少傾向にあることから、解放子ども会の推進を図るために、この飯塚市解放子ども会事業実施計画を策定しておりますので市の事業になります。ですから、開放同盟がつくった――。ただ、解放同盟の方につきましては、運営委員として2名を選出していただいております。

○川上委員

よくわかりませんが、事実上、解放同盟がこの事業を計画し、飯塚市が事業主体になったということですね。

○人権・同和政策課長

一応、子どもが減少傾向にあることと、解放子ども会事業の活性化を図るためにつくっております。そういう目的で、この実施要項をつくっております。

○委員長

それでは次に、259ページ、267ページ、教育振興費、研究指定校費について、勝田委員の質疑を許します。

○勝田委員

259ページ、267ページ、教育振興費、研究指定校費について、お尋ねいたします。まず、小学校でいうと研究指定校費が62万8652円、中学校費で言いますと、28万8367円が執行されているわけですが、飯塚市における各小中学校の研究指定に関するシステムの現状はどうなっているのでしょうか。

○学校教育課長

飯塚市教育委員会は、学校教育の充実、発展を目指し、取り組む学校を指定委嘱し、以下研究指定校と申しますが、本市の学校教育の充実振興に寄与することを目的として、飯塚市教育委員会研究指定委嘱事業を実施しておりますところでございます。指定委嘱の期間は原則として1年間とし、延長の希望がある学校につきましては、新たに申請し選考を受けるものとしております。研究指定校を希望する場合は、研究指定委嘱校申請書を市教委へ提出し、市教委はこの申請書をもとに選考し、研究指定校を決定しております。また、研究指定校は研究の成果を研究発表会や公開授業等の実施により、その成果を公表することとなっております。年度末には研究の成果と課題、次年度に向けた改善点をまとめた報告書を提出するようになっております。

○勝田委員

指定委嘱期間は原則として1年間とし、延長の希望がある学校は新たに申請し直し、選考を受けるということで研究が進められているということですね。そもそも各学校で研究を進めていくということ自体を考えたときに、これはあくまでも学校の教育目標の具現化に向け、子どもたちの力を伸ばす具体策を探る実践的研究を行い、かつ教員の指導力を高めることにも、これはつながるわけです。そういったことが学校で行う研究だと、私は思うわけですね。だから、県指定だとか文部科学省委嘱事業といった研究は、最低でも2年から3年間、指定を受けて行われているわけですが、おそらくそうでないと、児童、生徒に着目した教育課題、あるいは教員に着目した経営課題等々の解決は進展しないと思うわけです。もっと言わせていただきますと、研究指定を受けていない学校等が、研究発表等を実施した学校の研究内容、あるいは指導方法等そういった日ごろの授業にそれを生かせることが一番大切でもありますし、そしてその研究時に使った資料だとか教具等を活用できるといったこと、これが飯塚市全体の学校教育の活性化につながる、そう思うわけですね。そこで、飯塚市内の小中学校で、過去、研究指定を受けた学校で、延長申請ですか、そういったものをする学校はどの程度存在していますか。

○学校教育課長

平成28年度においてご説明いたしますと、前年度と同様の研究内容で継続した学校につきましては3校ございました。

○勝田委員

ということは、約半数近くが申請ですか、延長を申し出ているということになるわけですね。その研究指定を決める選考条件等がどうなっているのか、また、1校当たりの年間の研究の予算措置とその執行についてはどうなっているのでしょうか。

○学校教育課長

まず、研究指定校の選考に当たりましては、研究の内容が具体的な子どもの変容の実現に期待されるものであるか。また、本市学校教育の振興に寄与するものであるかなど市教育委員会において、検討して選考しておるところでございます。市研究指定校の年間予算といたしましては、基本、小学校4校、中学校2校、6校分につきまして、1校当たり15万円を上限とする予算措置を行っております。予算執行につきましては、市研究指定校が提出しました予算計画書を教育委員会で審査し、決定をし、適正な予算執行を行うために学校と調整しながら予算の範囲内での執行を行っているところでございます。主な内訳といたしましては、校内研修会等で招聘する講師に対する謝礼金、また、先進校視察にかかわる旅費、紀要作成等に使う消耗品等、それから参考図書にかかわる図書費などになっておるところでございます。

○勝田委員

今の予算の内訳を聞いていますと、小学校においては7万5千円程度の、一応、講師謝礼金が、昨年度発生しているわけですね。中学校ではゼロですから、おそらく講師招聘はやってないということになると思うんですが。そうすると、小学校費において、講師謝礼金が1校当たり2万円弱ぐらいの配当しかならないわけですね、4校ですから。ですからそうなった場合、この金額で著名な方を招聘するとか、そういったことは、僕は難しいと思うわけですね。この点については、どういうふうにお考えでしょうか。

○学校教育課長

今ご指摘されたようなときにおきましては、先ほどご説明いたしましたとおり、基本、1校当たり15万円を上限とする予算をしておりますので、そのような場合が生じたときには、この予算内で他の費目からの流用を可能としておるところでございます。

○勝田委員

予算の範囲内で執行しているということですが、これは小中合わせて6校、先ほど言

ったように2万5千円。まあ中学校はなかったわけですが、やはり関東方面とか著名な方呼んだ場合、到底、おそらく旅費等にももしかしたら値しないかもしれないですね。そういったことでせめて私は図書費とか講師謝礼金については、もっと見直しをすべきではないかと思うわけです。小学校において、図書費なんかは4校で9893円の執行しかになっていないわけです。中学校では2万円弱ですから、これはもう研究のそういった図書等を購入したんだと思うわけですが。そこで教育長、これは結局、教育長も教育現場で研究熱心で、研究指定校を受け学校の活性化や特色化に取り組んでこられた一人だと思うわけですよ。これはやはり僕は余裕のある予算組みをしてくださいとは言いませんけれども、せめて研究指定校に関する図書費と、それから講師招聘の謝金だけはある程度の予算組みをする必要があるのではないかと思うんです。その点について、教育長、どう思われますか。

#### ○教育長

ご指摘のとおり、学校現場におりましたときから、講師招聘についてはお金の工面が非常に大変だったことは記憶しております。おそらく学校現場も呼びたい講師もいるだろうと思っ

#### ○勝田委員

これ、あえて言うなら小学校が大体62万8千円、約63万円ですね。研究指定校費が4校で、そして中学校が28万円、合わせて大体90万円くらいですね。しかし一方で、学力向上推進講師謝礼金というのが実際あるんですが、これについてはこの枠だけで72万円の予算措置をしているわけですよ。単なる講師謝礼金ですよ。小中合わせての研究指定校費が合わせて90万円近くしかないんです。そして講師謝金は7万5千円程度しか執行されていないわけです。これで本当に飯塚市の学校教育は、研究指定やれるのかと、そこは十分、今後に向けてぜひ考えていただきたいと思っておりますので、市長もそのほう、予算組みを強力に支援をしてください。よろしくお願ひします。

次に、現在、飯塚市教育委員会として、学力推進事業の一環として徹底反復学習とか、協調学習を取り上げて、重点的に取り組んでおられるように見えるんですが、研究内容に各学校の研究テーマとか、そういった研究内容に一定の傾向的なものが見られるのかどうか、お尋ねします。

#### ○学校教育課長

研究内容につきましては、徹底反復学習や協調学習などが、その対象として取り上げられる傾向がございます。平成28年度を例にそのことをご説明いたしますと、研究指定校6校のうち協調学習をテーマとする学校が3校、協調学習及び徹底反復をテーマとする学校が1校、それと本市が進めておりますICT教育が2校でございました。このようなことから、本市教育委員会が学力向上施策として取り組んでいる内容がその研究対象となる傾向がございます。

#### ○勝田委員

ということは、半数以上は「徹底反復学習や協調学習等で研究を進められているということですね。私はこの徹底反復学習というのは影山さんのやり方だと思うんですが、実はこれのものになるものを、今から三十数年前に兵庫教育大学の岸本裕史さんという方が始めたんです。この方は教育から始まって、兵庫の教育大学の教授までなった方なんですけれど、このことが百ます計算とか反復学習というのは、僕はその当時、これをやりました。だからかなり覚えています。ですから、これは各学校でも大体どこでも取り組んでいて、それが本当に強力にやられているかやれていないかで、学校の下からの、全体の力が上がっていない、上がっているというのがあるうのだと思うんです。だから、これを取りやめなさいとは言いませんが、ここに

先ほど言った、僕がこの方たちだけの講師謝礼金だけに72万円と言ったら、ほかの研究を一生懸命やろうと思っている学校の研究費は当然上げないと、これは研究が進められないと思いますので、ぜひやっていただきたいなと思います。先ほどから私言っていますように、もともと学校で研究を行う場合に一番着目して、研究構想を練るといいますか、そのときに考えることは、やはり子どもと教材と教師に目を向けて取り組まなければ、研究指定というのは成功しないんですよね。僕は常々そう考えてやってきました。子どもで言いますと、子どもの実態に即しているかとか、それから、子ども理解のもとで、この研究が進められているか。そして、子どもの評価とは適切に行って、次につなげる手だてを組んでいるか。そういったことを考えなければいけないと思っています。教材で言いますと、教材の選定は大丈夫。開発は。それから、教師提示方法などは適切なのか。教師で言いますと、これはもう絶対やらなくてはならないんですが、授業中の教師の発問だとか、それから、指示、板書、提示それからTT、そういったものを取り入れてやっているかとか、そういったところがほとんど研究の内容になってくると思うんですね。それらを総合的に鑑みて研究が進められているかといったことが、結局教員一人一人に、そういったものが通じないと、先生方の研究意欲には届かないわけです。かつて旧飯塚市内でも旧郡部においても、体育とか、算数、国語、社会、理科、教科に限らずほかの領域もあるんですが、そういった研究で有名な、数学はすごいよこの学校はとか、体育が進んでいるよとか、そういった学校は数多くあったんですが、現在、そういった特色ある学校というのはほとんど聞かなくなってきたんです。やっぱり、地域の実態も、子どもの特性も皆同じではないですよ。ですから、同じテーマの研究で取り組むのも、私は間違いではないと思いますし、しかし一方で、もっと各学校や、それから地域の特徴、そういったものを盛り込んだ研究も大切に扱っていくべきではないかなと思っています。そこで最後の質問ですが、研究指定を受けて、実際に取り組んだ後の学校と、その後の成果や効果等がどうなっているのか、お尋ねいたします。

#### ○学校教育課長

研究指定校を受け、研究に取り組んだ学校については、まずその教職員がその研究内容についての研修を深めることにより、その資質を向上させるとともに、研究内容に関わる研究体制が整備、確立し、研究指定後もその研究に関する研究並びに研修が継続している傾向が見られます。また、研究指定校として本市学校教育の発展、充実に資することを目的として、研究発表会や公開授業、研究報告書等によって、その成果を市内の他の小中学校にも発信しているところでございます。今後も確かな成果や効果を生み出す研究の実現に向けて、各学校の主体性、自主性を尊重しつつ、本市教育委員会として、研究指定校への支援や指導助言等を継続して取り組んでまいりたいと考えております。

#### ○委員長

次に、261ページ、教育振興費、多層指導モデル推進事業研修会等講師謝礼金について、勝田委員の質疑を許します。

#### ○勝田委員

次に、261ページ、教育振興費、多層指導モデル推進事業研修会等講師謝礼金について、お尋ねいたします。まず、多層指導モデル推進事業研修会等講師謝礼金が、平成28年度1万5千円計上してあるんですが、これはどういった研修会を開催し、誰に対して支払った謝礼金のことを言っているのでしょうか。

#### ○学校教育課長

ただ今ご指摘のありました謝礼金につきましては、平成28年10月12日にコスモスコモンで開催しました、飯塚市発達障がい研修会の講師謝礼金でございます。講師は、資格機能発達回復訓練士でございます。発達障がいといわれる児童生徒の中には、視覚的な機能が十分に

機能していないことから、学習のしにくさや生活のしづらさが原因になっているものがございます。そのような子どもたちに対しては、多層指導モデルMIMを実施しても、その効果が十分に得られない場合があります。そこで、この効果を高めるため、視覚的な機能の改善ができる、いわゆるビジョントレーニングの具体的な方法や効果についての研修会を実施したところでございます。

○勝田委員

では昨年まで実施しておりました、多層指導モデル推進事業というのは、こういった内容の事業で、どんな目的のもと、開催してきたのでしょうか。

○学校教育課長

本事業は異なる学力層の子どもたちの実態に応じた、学習のつまずきに対する早期支援や、予防的支援となる多層指導モデルMIMを市内全小学校で実施し、読みの力の定着や、学力向上を図ることを目的に、平成23年度から取り組んでおるところでございます。平成26年度並びに27年度には、文部科学省の委託事業を受けまして、飯塚小学校を拠点校と位置づけ、学習面で特別な教育的ニーズのある子どもたちへの早期支援のあり方について、究明することを目的に、多層指導モデルMIMを中心に、指導方法のあり方についての研究を行ってまいりました。

○勝田委員

それでは、過去3年間実施してきた多層指導モデル推進事業の概算と予算、それに講師として、こういった方を招聘して実施してきたのか、お尋ねいたします。

○学校教育課長

まず概要といたしましては、先ほどご説明いたしました、平成26年度、27年度の2年間、文部科学省の委託事業を受けて事業を実施してきました。内容といたしましては、通常学級において、学習面の、特に読みに関しての特別な、教育的なニーズのある児童に対しまして、多層指導モデルMIMの指導を行うことにより、該当の児童が理解しやすいように配慮した授業や指導方法の工夫、改善について研究いたしました。平成28年度は、改めて文部科学省の委託事業受けまして、発達障がい早期支援委託事業でございますが、多層指導モデルMIMで把握した児童の実態等を活用して、今度は専門家と連携して、児童生徒が理解しやすいよう配慮した授業や指導方法の工夫、改善についての研究を行って、発達障がいの児童のある子どもたちへの早期支援のあり方についての研究を深めたところでございます。このほかといたしましては、発達障がい児童に対する専門会による巡回相談や学校における指導方法の改善のあり方についての研究も行っております。

次に、事業の費用について、ご説明いたします。平成26年度は講師謝金、旅費、消耗品等で861万5869円を執行しております。平成27年度は、内訳は先ほどと同じく講師謝礼金、旅費、消耗品等でございますが、執行額は813万7940円。平成28年度内訳は、先ほどと同じでございますが、執行額599万8465円でございます。招聘した主な講師といたしましては、国立特別支援教育研究所主任研究員でおられます、海津亜希子先生でございます。

○勝田委員

過去3年間の事業についての予算は、国庫委託事業として市の持ち出しはほとんどゼロの状態だったと思うわけですね。つまり、国立教育研究所の海津淳教授の指導のもとで、平成26年、平成27年は実施してきているはずで。そして、平成28年度に関しては、その26年、27年度の実績をもとにこの予算計上とか全くなく、事実上の終局を終えたような形で終わっていたんですね。それで、27年度末にはこの多層指導モデル推進事業は、教育効果は大とする、そういった評価をしているにもかかわらず、予算の目途も立てず、計画もなかったように

私は記憶しております。したがって、海津先生と、市民文教委員会で国立教育研究所を訪問しました。そのときにも先生にいろいろな形で、ほかになにか方法がないかといったことをお願いいたしました。したがって、28年度は年度途中ではありながら、7月か8月から予算がまた、文部科学省からいただいて、今説明があった600万円近くの予算措置ができたと思うんですね。ということは、ここ3年間は自分の市の予算でしたのでなくて、そういったものを継続してやってきたわけでしょう。なのに、去年はそういう実績が全くないんですね。私たちも、市民文教委員会でいったときに、飯塚の先生方の発達障がいに対する考え方とか、それから推進方法とか、先生方の力は悪いけれども外部に出してもいいような先生方が多数ふえましたねというようなことを評価されてきました。その当時の市民文教委員会で参加した議員さんも、そういうふうな感触で帰ってきたんですね。だからこれは、僕はかなり大切な事業で、もう少し市としてもきっちり考えていかなければいけないのではないかなと。私はものすごく頭にきているといったらおかしいんですが、そういうふうな意識を持っています。そこで、この事業に対しての市教委の考え方をまずお聞かせください。

○学校教育課長

まず、この本市における学力向上の基本的な方略は、多層指導モデルMIMによって言語活動の基礎を築き、その後、徹底反復によって知識を習得し、協調学習により活用力を育てていくというものでございます。ゆえに、多層指導モデル推進事業は、今後も引き続き市内全小学校において計画的、組織的にこの取り組みを推進していく必要があると考えております。

○勝田委員

それでは、飯塚市内の小中学校の月例報告が毎月上がっていると思います。その中で、発達障がい、もしくはその可能性のある子どもの報告が上がっていると思いますが、月平均で合計どの位の数が報告されていますか。

○学校教育課長

各学校から提出されます特別な支援を要する子どもの月例報告の数につきましては、年度ごとにその対象児童の数をトータルとしてご報告させていただきますが、平成26年度が246名、内訳は小学校195名、中学校51名。平成27年度が290名、内訳は小学校229名、中学校61名。平成28年度が306名、小学校247名、中学校59名でございます。

○勝田委員

そういう発達障がい、もしくはその可能性のある子どもたちについて、そういった指導助言に当たるのがこの事業で、要するに勉強された先生方も当然当たりますけれども、飯塚市内には、今年はないのか、あるのかわかりませんが、発達障がい支援アドバイザー、こういう定数が、昨年までありましたよね。これは現在飯塚市にはいないんだろうと思いますが、でもこの方が一番、要するにそういう発達障がいとか、多層指導MIMのやり方とかを熟知してある方と思うんですね。そういった方々は、実際に、そういう資質能力のある方と言うか、そういう人たちがどのくらいの数存在しているのか、把握されています。

○学校教育課長

現在本市におきましては、今ご指摘のありました発達障がい支援アドバイザーとしての役割を担うことができる人材育成を視野に入れながら、特別支援教育推進の次期リーダーを育成するために、本市の中堅職員を国や県が主催する研修会に参加させるなどとして、その育成を図っております。その中で、今ご質問にありました発達障がい支援アドバイザーの役割を担うことができる教職員が育っているというふうに捉えているところなんです。具体的なその数については、ここで明確にご回答することは難しいところがございます。しかしながら、現状といたしまして、実際に特別支援教育の研修会などにおいて、講師としての依頼を受けて、呼ばれて、お話をするような、そういう役割を現に担って活動している教職員につきましては、今、

小中学校それぞれに1名おるところでございます。

○勝田委員

そこで、発達障がい支援アドバイザーは現在いないということですが、そういう人材になるための資質能力は、こういったものが必要だとお考えですか。

○学校教育課長

まずこの発達障がいについての視点に基づき、子どもの十分な子ども理解であり、また、その効果を発揮するための教材についての見識であり、そして何よりもこの発達障がいの子どもたちを支援していくという、強い情熱に裏付けられた資質また能力を持っている者が、今ご質問のありました資質能力に値すると考えております。

○勝田委員

先ほど課長が答弁したように、おそらく発達障がいの数を200だとか、300だとか言われたけれども、実際はもっと多いはずなんですよね、厳密に調査いたしますと。すると、数から、そういう子どもたちの実態から言えば、結局、そういう発達障がい支援アドバイザーなるそういう担当者は、少なくとも飯塚市は小中合わせて若干1万名を切るのかな、総数で。それから考えたら、僕は当然5、6人もしくは10人ぐらひは必要かなと思うわけです。そうしないと、この発達障がいに対する適切な対応だとか、指導はできないと思います。そういった方々は、やっぱりしっかり発達障がいのことを研究し、もちろん研究だけでなく研究し尽くし、研さんに努めていただいて、やっぱり一人でも多く、この飯塚市の教育発展のために貢献していただくということが僕は一番大切なことで、それがあわよくば地域全体の教育の活性化にもつながると思うんですが、その辺についてはどうでしょうか。

○学校教育課長

本市における特別支援教育のさらなる充実に向けたところの課題といたしましては、今ご指摘のありました発達障がいアドバイザー的な役割を果たす教職員の育成というものがあると考えます。これにつきましては、先ほどもご説明させていただきましたが、中堅教員の中でその資質能力を高めるべく、国や県の研修会に計画的に参加させるなどし、また、それに加えまして、現に発達障がいアドバイザー的役割を担っている教職員を講師として、その知識や手法を他の教職員に伝達すべく、その教師を講師としました研修会なども今現在実施し、取り組んでいるところでございます。

○委員長

次に、261ページ、269ページ、学校整備費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

事業が妥当か、入札は適正かについてお尋ねします。まず、鎮西小中一貫校の工事入札の結果について、改めて伺います。

○契約課長

(仮称)飯塚市立鎮西小中学校 建設(1工区)工事につきましては、予定価格14億6987万4600円に対し、落札額14億6987万4600円で落札、これは税込の金額を言っております。落札率100%で落札しております。落札者は、赤尾・みぞえ・友信特定の共同建設体になります。第2工区の、(仮称)飯塚市立鎮西小中学校 建設(2工区)につきましては、予定価格9億5578万8120円に対し、落札額9億5578万8120円、落札率100%で協同・竹並・末次特定建設企業体が落札しております。(仮称)飯塚市立鎮西小中学校 建設(3工区)工事につきましては、予定価格7億1941万5千円に対し、落札額7億1941万5千円、落札率100%で、山下・三協増改築・本河特定建設企業体が落札しております。(仮称)飯塚市立鎮西小中学校 建設(4工区)工事につきましては、予定価格7億945万2千円に対し、落札額7億945万2千円、落札率100%で、春田・神崎・曾根特定建設

共同企業体が落札しております。(仮称)飯塚市立鎮西小中学校 建設(5工区)工事につきましては、予定価格6億1029万6120円で、6億1029万6120円、落札率100%で、九特・アイ・インテリア特定建設共同企業体が落札しております。

○川上委員

1から5について、全て100%入札で、くじ引きで落札ということです。そこで、期待される落札率を87%とすれば、どのくらい市は無駄なお金を出したことになりますか。

○契約課長

概算ですが、全てもし最低制限価格できたとしたら、5工区合わせて4億円から5億円下がるかと思います。

○川上委員

この入札結果について、前市長は、委員会において好ましくないと言ったことがありますけれども。皆さん覚えていますか。

○委員長

誰に聞いているの。

○契約課長

私の記憶する中では、記者会見か何かの場で言われたのではないかなと思います。委員会の場ではなかったかと思います。

○川上委員

そのことを質問したときに、総務部長が答弁に立って、これは入札の結果であって妥当であるという趣旨の発言をしました。答弁しました。覚えていますか。

○契約課長

そのように覚えております。

○川上委員

今回の決算について、この点について監査委員からどういうことを聞かれ、どういう指摘を受けたか、お尋ねをします。

○学校整備推進室主幹

本件の入札は昨年度の入札でありまして、この件に関しての監査のほうはまだ行われておりません。事務事業としての監査ということで、ちょっと取り違えをしておりました。この件についての監査への指摘というものは、特にありませんでした。

○川上委員

事情聴取もないわけですか。

○学校整備推進室主幹

この件について、こちらのほうの事情聴取というものはございませんでした。

○川上委員

領収書だとかを持って、監査委員に事情を聞かれるでしょう。監査事務局はいないですかね。やっていないんですか。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 13:44

再開 13:44

委員会を再開いたします。

○学校整備推進室主幹

必要な書類のほうにつきましては、提出をさせていただきましたけれども、その中で領収証、またはほかのものということは、あえて追加での要望は受けておりません。

○委員長

川上委員にお知らせします。残り時間は56秒、よろしくお願いします。

○川上委員

1者入札を容認する市の方針がこの背景にあると思いますけれども、1者入札を認めるように決めた理由は何ですか。

○契約課長

限られた業者数の中での発注の必要性等があり、大型の大量発注が続いておりましたので、それで一応、入札検討委員会の中で、一者入札を認めるような形で執行してまいりました。

○川上委員

やっぱりだめだというふうに、復活するとき山を越えたというふうに言われました。どういう意味ですか。

○契約課長

おそらく以前の委員会で、私のほうが質問されたときに、山を越えたと言いますか、事業が落ち着いたという表現をした関係でご指摘を受けたかと思えます。一応、業者数の確保とある程度の見込みが見込まれましたので、それと今回の100%入札、一者入札の事例等を鑑みまして、29年度からの入札については1者入札を中止する方向での決定を報告いたしました。

○委員長

川上委員にお知らせします。残り時間がほとんどないと思しますので、最後の質問でいいですか。

○川上委員

じゃあ2問合わせて聞きましょう。穂波東小中一貫校の工事で事故が起こったんですけれども、関係業者を指名停止しないのはなぜか。それから、小中一貫の穂波東小中一貫校と鎮西のほうで、通学路はきちんと整備されていないのに開校したのはなぜか、お尋ねします。

○契約課長

1点目の穂波東小中一貫校での事故につきましては、先日の委員会でもご説明いたしましたけれど、けが人というのは出ておらず、市の指名停止要綱等に鑑みまして指名停止を行っておりません。

○学校整備推進室主幹

通学路の関係でございますけれども、鎮西の小中一貫校につきましては、まだ開校のほうをいたしておりませんので、整備をしないまま開校したということにはなっておりません。また、一応補足しますと、通学路につきましては、今、関係部署とも連携をとりながら、開校を目指して、開校に間に合うように頑張っているところでございます。それと、穂波東小中一貫校のほうでございますけれども、通学路の安全確保ができないまま開校したのはなぜかというご質問ですけれども、その部分について、多分、ご指摘の部分というのは、エネオス石油前の交差点のところの部分と言われていたということで回答をさせていただきます。あちらの部分につきましては、やはり危ないという委員のご指摘のとおり、学校のほうも認識をしておりましたので、今、そちらのほうにつきましては通学路としないことで子どもたちを通らせないという形で、安全確保のほうを行っている次第でございます。

○委員長

次に、267ページ、教育振興費、運動部活動指導者謝礼金について、勝田委員の質疑を許します。

○勝田委員

267ページ、教育振興費、運動部活動指導者謝礼金について、お尋ねいたします。まず、部活動指導員に対しては、活動日数に応じて謝礼金を払うようになっていると思うわけですが、

平成28年度、飯塚市内の中学校の部活動指導員に対して支払った謝礼金の内訳を説明してください。

○学校教育課長

平成28年度に外部指導者活用による講師謝金の実績額につきましては、回数としては延べ294回、合計44万1千円の支払い額になっております。なお、1回の謝礼金の単価につきましては1500円となっております。

○勝田委員

昨年は各中学校、何校かあるわけですが、11名で延べ日数420回、計63万円で、1人最高28回ですね。これが4万2千円か。そういった支払いがされているようですね。それは間違いないですね——。あっ、それは予算額。そこで、平成28年度内に部活動指導員と学校側とのトラブル等の報告は市教委等にありましたか。

○学校教育課長

部活指導員と学校側とのトラブル等の報告につきましては、特にごさいませんでした。

○勝田委員

ぜひトラブル等がないように進めていただきたいと思います。私は部活動指導の、これについては一般質問でも述べましたように、今後の対応として市教委は一応、答弁の中には県の動向や近隣の市町村の対応を注視したいという答弁でしたが、今回の法改正に伴う部活動指導委員を取り入れることによって、学校における部活動の指導体制の充実を図るだけでなく、教職員の超過勤務の負担軽減にもつながると思うわけです。早急に他の市町村に先駆けて、取り組んでいただきたいと思いますと思うわけですが、いかがでしょうか。

○学校教育課長

今のご指摘のありました部活指導員につきましては、従来の外部指導者が行っていた実技指導に加え、部活動の管理運営、それから保護者への連絡、大会への引率などが可能となりますことから、結果として教職員の負担を軽減する利点があると考えております。一方、この部活指導員になりますと、いわゆる部活顧問と同様の権限と責任を伴うことから、外部指導者以上にその指導力や指導のあり方が厳しく問われることになり、併せて適切な人材の選定というものが必要になってまいります。今後、この部活指導員につきましては、県の動向や近隣の市町村の対応を注視するとともに、本市における部活指導員としての人材の実情の把握、また、実際の教育現場のニーズ調査などに、まずは取り組んでまいりたいと考えます。

○勝田委員

いろいろなところを鑑みて、やはり部活動指導員についてはきちっとした研修を踏まえて、実技指導だけではなくて、学校の方針だとか部活動のいろいろな考え方、保護者と。そういったものがありますので、ぜひそういったものを鑑みた研修を、学校独自に任せるのではなく、市教委一斉にやってほしいと、それで臨んでほしいと思っています。また、部活動指導員に対して、まだこれについては解決していかねばならない課題が多々あるとは思いますが、ぜひ中学校等との意見や要望等も十分取り入れて、適切な運営をぜひお願いして、この質問を終わりたいと思います。

○委員長

次に、273ページ、社会教育総務費、熟年者マナビ塾推進事業費について、勝田委員の質疑を許します。

○勝田委員

次に、社会教育総務費、熟年者マナビ塾推進事業について、お尋ねいたします。最初に、この熟年者マナビ塾推進事業の目的について、お尋ねいたします。

○生涯学習課長

熟年者マナビ塾推進事業、この事業につきましては、熟年者が小学校の余裕教室に通い、学校の授業時間に合わせて自主的に学習し、学校支援ボランティアとしての活動を通して、元気で社会に必要とされる高齢期を過ごすことを目的とし、併せて児童の健全育成、学校の活性化、特色ある学校づくりに資することや、子どもたちが、高齢者が学習する姿を見ることで、学習本来の意義を理解させることを目的としております。

○勝田委員

熟年者マナビ塾が始まった当初、学習ボランティアだとか環境ボランティアでぜひ参加してくださいというようなことで要請をした経過があります。つまり、学習支援ボランティアでは、学校の要請に応じていろいろな学習活動を行い、教科学習だとか、総合的な学習の時間等で高齢者の方の参加者の自分の能力や生き方等を発揮して、講師に努め、一方、環境ボランティアでは校舎の清掃あるいは花壇づくりに一参加者として参加していただき、午前中を活動の時間として活用してきた経過があるわけですね。それでは、飯塚市内に設置されていますマナビ塾の各教室の参加状況、あるいは運営状況についてはどうなっているのでしょうか。

○生涯学習課長

平成28年度では市内21の小学校で開設を行っております。塾生数につきましては、28年4月1日現在で総数196名でございます。活動期間につきましては、学校の学期にあわせておりますので、1学期、2学期、3学期ごとに各学校と調整して、週1回、午前中に自主活動を行っております。全体で年間延べ761回活動しており、平均すると1校当たり約36回行っている状況であります。また、参加人数は年間延べ5329名であり、平均すると1校当たり延べ253名が活動に参加している状況になります。運営内容につきましては、マナビ塾では塾長、副塾長、会計などの役員を置くようになっておりますので、塾長を中心に学期ごとに計画を立て、活動内容等についての打ち合わせ、活動の実施などを行い、自主運営をしております。なお、地区公民館の職員につきましては、マナビ塾の運営等の指導、助言等の支援を行っております。

○勝田委員

今、21の教室で熟年マナビ塾が開講されているということなのですが、その中でも特に特色ある取り組み等を実践している教室があったらご紹介いただけますか。

○生涯学習課長

特色ある活動ということでございますけれども、自主活動につきましては趣味を広げる活動や健康促進につながる体操等を主に実施しております。また、学校支援活動につきましては、熟年者ならではの知識や技能を子どもたちに伝えていることと、その事業を市内全域で実施していることが特色あるものだと思います。なお、塾生を対象とした研修会を開催し、テーマに沿った研修を受講することで、生きがいつくりや健康増進、塾生の意識の向上促進につながっております。また、マナビ塾の活動内容や活動状況についての発表会を年に1回開催し、各塾の塾生の交流の場を設け、活発な意見交換等を通して活動の充実を図っておることも1つの特色と言えるかと思えます。

○勝田委員

市内21の教室で、196名の高齢者の参加者が実際としてあり、平均すると1教室当たり9.3人の参加者になるかと思いますが、熟年者の方が多く各学校に集まるということは、言いかえると学校にも活気がみなぎります。一方で、高齢者の方も地域で活力を持って生き生きと過ごすことができるということにつながり、お互いに相乗効果になるわけですね。したがって、これはもっと参加奨励をしっかりとすべきではないかと思うわけです。そこで、参加奨励を促進するための工夫というのはどういったことをされているのでしょうか。

○生涯学習課長

参加の奨励を推進するための工夫ということでございますが、塾生の募集につきましては、公民館報を活用して募集を行っております。また活動状況等を掲載して広報活動を行っております。また、一方では、塾生からの呼びかけで入塾する方もおられます。それから、先ほどもお話ししたかと思いますが、年に1回、発表会を実施しております、日ごろの活動で塾生の方が作成した品物の展示や、活動状況の発表等の場を設ける。そして、誰もが気軽に参加し、観覧することができるような場もございます。発表会は公民館報、新聞掲載を通して市民に周知を行っております。これをきっかけに入塾をする方も少なくはありません。そういった参加奨励の推進を行っておるところでございます。

○勝田委員

今後、この熟年者マナビ塾の持っていく方一つで学校の活性化も変容するのだと私は考えております。今後、この熟年者マナビ塾をどう活性化させていくおつもりなのか、お尋ねします。

○生涯学習課長

どう活性化していくかということのご質問でございますが、熟年者の方、先ほど来から言われてあります、熟年者の方の力を学校教育に生かしていき、児童の健全育成、開かれた学校づくり、学校の活性化、そして熟年者自身の生きがいづくりや健康増進を、今後も目的といたしまして、元気で充実した熟年期を過ごしていただくことを狙いとして、小学校で実施して、今年で11年に、このマナビ塾はなるわけでございます。塾生の高齢化が進む中で、若い世代での新規参加者が少ないことから、参加者の増加促進のため自主学习や学校支援ボランティアをマンネリ化しないよう、新しいものを取り入れた、組み入れた中で今後も継続していきたいと考えております。

○勝田委員

これが実は今答弁されたように、これ実施して11年と。本来はこれ旧穂波地区で開催されていたものが、合併した後に飯塚市全域に広げて実施してきた事業なんです。これ現在、一つの課題として考えなければいけないのは、高齢化し過ぎてないかなということなんですね。これはおそらく21の教室を、年齢を平均化すると、70歳代後半もしくは教室によっては80歳代全般が平均年齢かと思うわけですね。そうすると、やっぱり一番活動しやすい高年齢者というのは、私たちみたいな65歳とか70歳、そういった前後が一番役に立つといたらおかしいんですけど、体も動くし頭も働くし、率先してやれるその一人になるかと思っておりますので、ぜひそういった年齢層に幅広く呼びかけて、この事業をぜひ継続するだけではなくて若返らせるということをちょっと視点に入れて、ぜひ取り組んでいただきたいことを要望して、この質問は終わりたいと思います。

○委員長

次に、279ページ、公民館費、自治公民館建築補助金について、光根委員の質疑を許します。

○光根委員

279ページの公民館費、自治公民館等建築補助金について、お伺いいたします。補助金交付の目的、また交付基準を教えてください。

○生涯学習課長

補助金の目的でございますが、地域住民の一番身近な生涯学習の場として活用されている自治会が運営を行う自治公民館において、利用者の安全性や快適性を確保するため、必要な増築及び改修のほか、新築などについて補助金を交付するものでございます。交付基準につきましては、新築及び改築の補助基準は、補助基本単価に、世帯数に応じて設定の補助対象限度面積を乗じて算出した額の100分の45となります。また、増築及び改修工事は、工事費の総額が三十万円以上のもので、補助の限度額を400万円までとし、補助対象経費に100分の4

5 を乗じて得た額となります。

○光根委員

平成28年度の補助金、584万8千円の交付件数、及びその内容を教えてください。

○生涯学習課長

交付件数につきましては、12件交付いたしております。補助対象の内容は、玄関、トイレ、台所、空調設備、外壁等の改修が10件、412万5千円。収納部屋の増築が2件、172万3千円の内訳となっております。

○光根委員

補助金申請等の流れはどのようになっていますか。

○生涯学習課長

申請の流れでございますが、毎年ほとんどの地域地区公民館において、4月から9月の間に自治会長会または公民館長会等において、自治公民館建築等補助金についての説明を行っております。それを受けまして、自治会では9月中に各地区公民館へ次年度の予算要求書類、見積書、図面等の提出を行います。その後、12地区公民館の職員は、書類の審査及び補助金の交付を受けることが可能であるかの確認を行います。いわゆる交付制限を満たしているかといった審査を行います。その後、各地区公民館から集約した要望を翌年度へ予算要求していく形になります。新年度予算、3月の議会で新年度予算の審議、議決後、新年度に入り、所定の手続きを経た後、工事竣工、工事完了後、補助金の交付が行われる形となります。

○光根委員

補助金があるとはいえ、半分以上を自治会が負担しないといけないという状況でございます。また、自治会の加入世帯が少なくなっている状況の中、自治会の運営が厳しいという自治会もあると思います。改築、改装をしたいけれどもお金がないという、そういう声は聞いたことはございませんでしょうか。

○生涯学習課長

そういった事情があることは存じ上げておりますけれども、直接そういった形でのお話は、私のほうでは聞いたことはございません。

○光根委員

自治公民館は先ほど言われました生活、学習の場とともに、災害時の一次避難所として使用することも想定されていると思います。公民館運営に支障がないよう、自治会の皆さんの声をしっかりお聞きして、進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑はないようですから、第10款 教育費についての質疑を終結いたします。

次に、第11款 公債費から第13款 災害復旧費までについて、286ページから290ページまでの質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、第11款交際費から第13款災害復旧費までの質疑を終結いたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 14:11

再開 14:19

委員会を再開いたします。

次に、歳入についての質疑に入ります。第1款市税、88ページから、第22款市債、12

6 ページまでの質疑を一括して許します。質疑はありませんか。

○勝田委員

全体的なことで、平成28年度の一般会計及び特別会計決算の、監査委員の審査意見書の39から40ページのむすびに、不納決算額の総額が9881万9千円で、前年度に比べ5694万4千円と大幅に増加していますと。このうち市税の不納欠損額が9285万5千円で、前年度に比べ5426万4千円と大幅に増加していると記述してあるんですが。これは本来ならば市税として入ってくる税金が入ってこないという指摘を受けたのではないかなと思ってるんですが。この不納欠損額が生じた理由はこういったことなんでしょうか。

○税務課長補佐

平成28年度と平成27年の不納欠損額を比較いたしますと、件数で言いますと186件減少しております。ただし、平成28年度には件数は少なかったのですが、前年と比較して個人市民税の不納欠損額が約3982万円増加をしているところがございます。この増加分につきましては、2件の高額案件、これが合わせまして4480万円ございまして、これが大きく影響したことにより、件数は減少しているのですが、額として増加をしているという状況になっております。

○勝田委員

そういった欠損額が出るという手続きといいますか、手順についてはどうなっているんでしょうか。

○税務課長補佐

不納欠損の処分についてであります。法令の定めによって債権が消滅したときに債権額を整理するものとなっております。地方税法の規定になりますが、不納欠損を行うことができるものには3つ定められております。1つ目は5年間の消滅時効が完成した場合。2つ目は滞納処分の停止、執行停止という措置を行いますと3年で消滅するものになります。最後3つ目ですが、執行停止後の即欠損処分というものがありまして、この3つの手法を使いまして不納欠損という形をとっております。

○勝田委員

それでは、こういったことに対しての対策は打てないのでしょうか。もし打てるとしたらどういった具体的な対策を練られているのかお答えください。

○税務課長補佐

不納欠損にならないための具体的な取り組みということになりますが、まず、滞納処分を行う上できちんと相手方と連絡をとり、折衝を行い、支払いをしてもらうための努力のほうをまず行っております。その中で、不納欠損に至る中での執行停止、これにつきましては滞納処分をやっていく上で十分な調査、そういったことを行いまして、支払いをする能力、資力、そういったものがない方に関しましては滞納処分として差し押さえ等をするものではなく、執行停止という形をとりまして、滞納整理を停止いたしますので、その結果として不納欠損になるということも生じております。この件につきましては、不納欠損になる上で、執行停止、これに関しましては私たちも十分な調査を行っておりますので、一定の不納欠損が生じることは当然ながら業務をやっていく上で起こってくるものであるというふうに認識をしております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

ほかに質疑はないようですから、第1款市税から第22款市債までの質疑を終結いたします。

総括質疑に入ります。一般会計全般についての総括質疑を許します。質疑はありませんか。

○梶原委員

資料要求をしておりました第2次行財政改革前期実施計画の28年度の進捗状況資料をもとに総括質疑をさせていただきます。最初に11ページの資料の中で、第2次行財政改革大綱で掲げる3つの目標の状況が示されています。そのうち①、②については目標をクリアしておりますが、③の単年度収支及び実質単年度収支については、平成27年度より赤字となっております。これは想定範囲なのかどうかお尋ねいたします。

○総合政策課長

平成24年及び27年に策定いたしております財政見通しにおいては、平成27年度より単年度収支は赤字になると推計しておりました。また、赤字の額におきましても、想定範囲内と考えております。したがって、この大綱の目標でございます平成35年度までには黒字化できるよう、今後も行財政改革を推進してまいります。

○梶原委員

それでは、12ページに項目ごとの進捗状況が整理されています。財政効果額は目標額を超えていますが、実施項目数の状況では58項目中13項目は未実施となっております。残り2年で全ての項目が実施できるのかどうか、お尋ねいたします。

○総合政策課長

未実施の項目の多くにつきましては、執行部だけでは取り組めない項目もございます。関係団体との調整が必要となる項目もございます。それと、今まで検討して取り組めなかったものが残り2年間でできるのかと言われると、かなり厳しい状況だと認識いたしております。平成25年度にこの計画を策定しておりますが、当時の行財政改革推進委員会、これは外部委員会でございますが、この中の委員会の意見で、3年間検討して実施できなかった項目を2年間引きずって検討するよりも、できないならできなかった理由を明確にして新たな項目を検討すべきではないかというような、当時ご指摘もいただいております。今の計画が前期でございますけれども、後期の計画を今後平成30年度中には策定する必要がございますので、新たな方策に重点を置いて、取り組んでいきたいと考えております。

○梶原委員

しっかり取り組んでいただきたいと思っておりますけれども。財政見通しが2年続きで、赤字で推移しております。額もちょっとふえておりますし、先ほどの答弁では35年度までには黒字化していくということで、今後も行財政改革にしっかり取り組まれるということですが、ここ最近、飯塚市以外の自治体でも行革の効果、地方交付税の増額により、財政的には余裕が出てきておりますけれども。しかし、国の財政サイドは地方行政や地方行政への締めつけも検討しておられまして、また、厳しい財政状況になるかは予断を許さない状況にあると思っております。特に、本市のように自主財源に乏しいといえますか、自主財源が少ない市では、国が少しでもかじを切り替えますと、すぐに厳しい財政状況に陥ってしまうのではないかと考えております。財政が厳しくなった段階で緊急的に行革を行いますと、いろいろなところにひずみが出ていくのではないかと考えておりますが、活力のない飯塚で今後も活力を高めていくための方策をしっかりと考えてもらわなければならないと思っております。そんな中、大変ではあるかと思っておりますけれども、今後も不断の努力を行財政改革にしっかり力を注いでいただいて、本市が飛躍するまちにどんどん近づくように、これからもしっかりと舵取りのほうをよろしくお願ひしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

( な し )

ほかに質疑がないようですから、総括質疑を終結いたします。

以上をもちまして、一般会計歳入歳出決算全般について、全ての質疑を終結いたします。

なお、討論、採決につきましては保留して、財産に関する調書及び基金の運用状況に関する調書に対する質疑終結後に行いますので、ご了承願います。また、各特別会計の審査におきましても、討論、採決は同じ運営をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

これより特別会計の審査に入りますが、特別会計の審査につきましては、会計ごとに行います。まず、「認定第2号 平成28年度 飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第3号 平成28年度 飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。

まず、質問事項一覧表に記載されております327ページ、329ページの、在宅介護支援センター運営事業について、梶原委員の質疑を許します。

○梶原委員

在宅介護支援センター運営事業について、お尋ねをいたします。現在、本市におきまして、在宅介護支援センターは何カ所あるのか、お尋ねいたします。

○高齢介護課長

在宅支援センターの箇所数につきましては、平成27年度までは飯塚地区に6カ所、穂波地区に2カ所、筑穂地区に1カ所、庄内地区に2カ所、颯田地区に1カ所の計12カ所を委託設置しておりましたが、平成28年度より3カ所ずつ、地域包括支援センターへの移行を行っておりまして、平成28年度につきましては、在宅介護支援センターは9カ所、平成29年度につきましては6カ所となっております。

○梶原委員

現在、在宅介護支援センターから地域包括支援センターへの移行が進んでおりますが、進捗状況についてはどのようになっていますか。

○高齢介護課長

地域包括支援センターへの移行につきましては、現在、飯塚市が取り組んでおります地域包括ケアシステムの構築に向け、直営1カ所での運営を行ってまいりました。地域包括支援センターを12の日常生活圏域ごとに分割設置を3年計画で行っているところでございます。平成28年度につきましては、二瀬地区、穂波西地区、筑穂地区の3地区、平成29年度につきましては、飯塚東地区、幸袋地区、颯田地区の3地区の計6地区について、在宅支援センターからの移行が完了をしております、来年度につきましては新たに3地区の設置を行う予定としております。

○梶原委員

飯塚市内に12地区あったものが、来年度までには9カ所を地域包括支援センターとして移行していくということですが、残り3つについてはまた今後、検討されると思いますけれども。地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みの中で、在宅介護センターから地域包括支援センターへ移行することで目的や役割はどのように変わるのか、お尋ねいたします。

○高齢介護課長

地域包括支援センター設置の最大の目的としましては、地域包括ケアの実現のために地域包括ケアシステムの構築に向けての中心的役割を果たすこととさせていただきます。従前より設置されております在宅介護支援センターでは、総合相談支援業務と介護保険サービス以外の、いわゆる在宅福祉サービスの申請代行等を主な業務としておりますが、地域包括支援センターにつきましては、在宅介護支援センターが行っている業務に加え、運動教室等、さまざまな介護予防事業を行う介護予防ケアマネジメント業務、高齢者虐待や消費者被害の防止、及び対応等を行う

権利擁護業務、地域の介護支援専門員へのサポート等を行う包括的継続的ケアマネジメント支援業務、介護保険における要支援認定者の予防給付に関するケアマネジメントを行う指定介護予防支援事業等を主な業務といたしております。以上の業務を包括的、継続的に行っていくことで地域包括ケアシステムを構築し、かつ有効に機能させることにより、一層の取り組みの強化を図っていく必要があると考えております。

○梶原委員

介護予防事業に移行して、国が進めておる在宅介護を中心とした介護システムに変えていくということですが、どうしても在宅介護をするに当たっては家庭で見守る人がいなければなりません。訪問介護はありますけれども、なかなか医療の部分については、その部分が満足な状態ではありませんので、これを機に在宅医療もしっかり、その中に合わせて進めていただけるような形で、今後も関係各課としっかり協議していただき、早期の在宅医療を進めていただきたいと思うんですね。一般質問でも言わせていただきましたけれども、我々の地域でもそうですけれども、やはり医者がなかなか辞められて、高齢で辞められて、なくなって、歩いて行ける距離に医者がないので、できたらそういった方たちのための在宅介護を進めるのであれば、しっかりその部分の訪問医療を構築できるように、この中でしっかり進めていっていただきたいと思っておりますので、その辺を十分考慮していただきますようによくお願いします。終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

ほかに質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第4号 平成28年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第5号 平成28年度 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第6号 平成28年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第7号 平成28年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第8号 平成28年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第9号 平成28年度 飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第10号 平成28年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第11号 平成28年度 飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に「認定第12号 平成28年度 飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、財産に関する調書及び基金運用状況に関する調書に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、財産に関する調書及び基金の運用状況に関する調書に対する質疑を終結いたします。これより討論、採決に入ります。討論、採決は会計ごとに行います。

最初に、「認定第1号 平成28年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

「認定第1号 平成28年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」について意見を述べ、反対の立場から討論を行います。平成28年度予算は、前年秋以降、予算編成が本格化しますが、その当時の財政状況は26年度までの6年連続黒字、住民福祉と職員を犠牲にした第2次行財政改革のもと右肩上がりの流れの中、年度末見込みで財政調整基金88億円余、一般減債基金59億6千万円余、合わせて147億6千万円余。国が目をつけるほど膨れ上がった財源もあり、住民の切実な願いに応えた福祉の増進のための財政出動は十分に可能な状況でした。例年より早め、9月定例会の中で行うこの決算審査のポイントの1つは、そもそも平成28年度当初予算の予算編成とその後の補正が、そして予算執行が住民の願い、福祉の増進を図るという立場に沿ったものか。この点で平成28年度決算を見つめ、教訓を明らかにして、来年度予算編成に反映させることであります。私が今回決算を認めがたい第1の理由は、地方自治の本旨である住民の福祉の増進を図るという点においてであります。重過ぎる住民負担を改善せず、高過ぎる国民健康保険税、保育料、介護保険料、ごみ袋代を漫然と押しつけ、子育て、介護、生活の重要な場面において飯塚市民として当然享受すべき、平穏で幸福と暮らしを脅かされています。とりわけ市がその気になればすぐにも打開できる公立保育所設置による保育所待機児の解消、まずは合併前の路線を回復するなど、コミュニティバスの住民本位の抜本改善には効果のある財政出動を行っていません。市役所と教育委員会、学校関係者、子どもの保護者、地域の皆さんが求めた箇所への信号機の設置もないなど、ベストの安全対策もできないまま穂波東小中一貫校の開校を強行したことは、子どもの安全より市役所の都合を優先したものであります。第2は、住民福祉の増進を図るという視点から、最小の費用で最大の効果を求める行政運営の、財政運営の原則が、市役所の幹部の漫然とした無責任な行為によって繰り返し踏み破られている点においてであります。つまり、むだ遣いと損害の発生の横行であります。旧庁舎を改修し、まだ新しく立派な穂波庁舎と筑穂庁舎との連携を強め、旧庁舎大規模改修などをすれば半額で済むと市が試算したのに、利払いを含めれば110億円もかけた新庁舎建設の強行、

1 者入札容認への3年前の総務委員会に対する報告以降の突如の転換による小中一貫校建設、大規模改修など、学校建設での高落札率の続発の演出。産廃が大量に埋まっている土地をわざわざ移転補償費まで支払って購入した赤坂地区調整池工事中止の後始末。刑事告訴を放棄したためにいまだに民事裁判が終結せず、未払賃料を含めて損害賠償が完了していない嘉飯山砂利建設による市有地不法占拠事件。枚挙にいとまがないほど上げることができます。ここから教訓を明らかにしなければ、現地で大規模改修すれば15億5千万円で済むというのに、駐車場が不足したなどと言い、30億円も余計にかかり、移転適地もないのに強引に45億円も、移転、新築、建てかえに走ろうとする体育館問題についても、異常というほかはありません。第3は、極めて不透明な市政運営の広がり発覚においてです。前市長と前副市長が常習的に刑法違反行為のかけマージャンを行っていたことが嘉飯山砂利建設の幹部の依頼した探偵会社のほぼ1年にわたる尾行と監視に基づく証拠を添えた昨年12月定例会市議会への事態究明を求める陳情によって明らかになりました。前市長と前副市長は市民の大きな批判の中で辞職するに至りました。この間、市長、三役及び議員の政治倫理条例における資産公開制度は、復活も、また政治倫理審査会の意見書に基づく強化もなされませんでした。こうした中で、さきは無駄遣いと、損害の事例として紹介した出来事を初めとして、今日まで続いている飯塚市政を巡る不透明感は尋常ではありません。市職員の多くが昼夜を分かたず、また、より劣悪な労働条件の中で臨時職員の皆さんがそれにも劣らぬ誠実さで住民福祉の向上のために仕事をされていることは決算審査の中からも読み取ることができました。保育士のみならず、市役所の労働現場に、正規職員としての適切な採用が必要であります。最高幹部クラスの職員は、政治家や業界、特定の勢力とのなれ合いから脱却して、憲法15条の、すべて公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない、の規定を深く胸に刻むべきであります。市長によく聞いていただきたいことは、地方自治の本旨は、住民の福祉の増進を図ることにあり、そのための財源は、国に責任を求めることを含めて、市政運営は住民にとって透明で清潔なものでなければならないということであります。市長は来年度、平成30年度予算編成に当たり、平成28年度決算と市政運営の教訓を生かし、前市政の延長線上でない住民福祉の増進を図ることに邁進する視点を貫くことを求め、意見とするものであります。

最後に、今回、決算審査においては、質疑時間について50分の持ち時間制を採用することが押し切られました。その中で、私は既に述べた3つの視点から調査を行った上で、部落解放同盟の一部の幹部に対する本市の特別扱いの背景に、歴代の市幹部のなれ合いと癒着が市政をゆがめることがなかったかを審査することにポイントを置き、その事実は各分野で既に明らかになりました。委員長報告にぜひ反映されますよう、また、持ち時間制については、十分な審査が保障されず、従来方法に戻すように強く要望して、委員長報告に反映されますように述べて、私の討論とします。詳しくは本会議において述べます。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。

「認定第1号 平成28年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第2号 平成28年度 飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は、「認定第2号 平成28年度飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」について、反対の立場で討論を行います。詳しくは本会議で述べますけれども、反対の理由は、第1に、高過ぎる国民健康保険税改善の意志が見られないこと、それから2点目は、そのために滞納した所帯に対して1年間通用する正規保険証を渡さない、極めて冷たい運営がされていることとあります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。

「認定第2号 平成28年度 飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は、認定すべきものと決定をいたしました。

次に、「認定第3号 平成28年度 飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は、「認定第3号 平成28年度 飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」に反対の立場から討論を行います。反対する理由の第1は、介護保険料が高すぎて、軽減のための本格的な努力がなされていないこと。第2は、介護保険料滞納を理由にして、ペナルティが利用料3割というものがある点とあります。介護が必要な高齢者に、その方が過去に滞納したからといって、利用料を3割というふうにするれば、本当に介護が必要な方が、その負担が大きいために、サービスを受けられないということもあるわけです。このような介護保険の運営は認められません。詳しくは本会議で述べます。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。

「認定第3号 平成28年度 飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第4号 平成28年度飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

「認定第4号 平成28年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」について反対の立場で討論を行います。第1は、何といたっても保険料が高く、その軽減の本格的な努力がなされていないことです。2点目は、高齢者から滞納を理由に正規保険証を取り上げるルールが維持されていて、実際に取り上げているということがあります。高齢者から正規保険証を取り上げるという行為がどういう意味を持つのか、考えてもわかると思います。認めることはできません。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。

「認定第4号 平成28年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第5号 平成28年度 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。

「認定第5号 平成28年度 飯塚市新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定」については、認定することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第6号 平成28年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

「認定第6号 平成28年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、認めがたいという意見を述べて、討論とします。そもそも公営競技、公営ギャンブルを本市においていつまで続けなければならないのかという議論もある中で、民間委託を日本トーターに対して行っておるわけであります。私は、公営競技と包括民間委託は両立しえないという立場で、この間、発言をしまいいりましたけれども、そのことが第一であります。同時に、このことによってさまざまな弊害が生まれているわけですが、その間に明らかになった事実として、日本トーターがこのオートレース場施設の環境を含むメンテナンス維持に専門技師の資格を持った方の存在を十分に確認もできず、また、義務づけられた、飯塚市が契約において義務付けた月例の清掃報告もなさず、年間12回あったんだけど1回もなさず、そして本市はそれを不思議とも思わず、12カ月も気がつかなかった。そういうことも過去あったわけであります。このように包括的な民間委託の段階で、本市が公営競技といいながら、緊張感を欠き、無責任状態になっているという事実もありますので、その反映のある決算について、認めることができません。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。

「認定第6号 平成28年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第7号 平成28年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。

「認定第7号 平成28年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、認定することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第8号 平成28年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。

「認定第8号 平成28年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第9号 平成28年度 飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。

「認定第9号 平成28年度 飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第10号 平成28年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

「認定第10号 平成28年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、反対の立場で討論を行います。鯉田工業団地の用地は、三菱マテリアルから本市が実質的に無償譲渡を受けたということになっているわけであり、これについては、その売買契約の中で、今後、過去、現在、未来にわたって、公害が生じ、そのことによって損害が生じた場合は、飯塚市が全部責任を負いますという契約の内容になっています。地震が起きて、工場が機能しなくなる。そのときに、公害によるものだという事になれば、争いが生じ、将来にわたって本市の市民の負担が大きく心配されるわけです。もともと鯉田工業団地には、この構想は25億円かけて整備していったわけですが、中規模の自動車関連メーカーを誘致し、それによって市政発展につなげていきたいと。そのために、トヨタ宮田工場までの高規格道路の完成を待つというようなこともあったんですけども、実際は、努力があったのかもしれませんが、自動車関連メーカーは入ってこず、構想は崩れているわけです。こうした状況に対して、どうしたかという、域内の新規の就労者を確保するというよりは、域内移動によって、単に工業団地の用地を埋めていったと。1つを除いては。という状況で、そういう意味では、当初の構想からすれば、三菱からこの危険な、公害の危険性のある土地を押しつけられて、そして25億円投入し、市の構想は破たんしているという状況で、今は草刈りだとかそういうのに出費が出てどうかと思われているかもしれませんが、実は、本当に恐ろしいのは、三菱との売買契約書第9条です。これは、鉱山保安法違反の条項になっている可能性があります。このことはよく調べておいたほうがいいと思いますけれども、こういう危険なものを今なお持っているという点で、それを放置しているという点で、この特別会計決算を認めることはできません。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。

「認定第10号 平成28年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」に

ついて、認定することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第11号 平成28年度 飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。

次に、「認定第11号 平成28年度 飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、認定することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第12号 平成28年度 飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。

「認定第12号 平成28年度 飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、認定することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

正副委員長を代表いたしまして、一言お礼を申し上げます。今回から、決算審査を初めて9月定例会中に実施いたしましたが、限られた時間の中で非常に中身の濃い、充実した審査内容であったと思います。また、委員の皆さんのご協力によりまして、3日間の予定でございましたが、2日間で審査を終えることができました。ありがとうございました。執行部の皆さんにおかれましても、通常業務繁忙の中、短い時間で資料作成から答弁準備まで対応していただき、本当にご苦労さまでした。さて、委員会審査の中で、各委員から指摘なり要望があつておりましたが、執行部におかれましてはこの意を汲んでいただき、来年度の当初予算や今後の施策等への反映について十分に検討、協議していただき、市民福祉の向上のため、また、市政発展のために、より一層ご尽力いただきますようお願いいたします。

これもちまして、平成28年度決算特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。